

東京大学医科学研究所教職員給与規則

平成16年4月1日制定

東大医科研規則第4号

沿革

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、東京大学医科学研究所教職員就業規則（平成16年医科研規則第1号。以下「就業規則」という。）第26条の規定に基づき、教職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類、計算期間及び支給日)

第2条 教職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給与の種類	給与の計算期間	給与支給日
(1) 債給	一の月の初日から末日まで	その月の17日（ただし、17日が日曜日に当たるときは15日、17日が土曜日に当たるときは16日、17日が国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たるときは18日）
(2) 諸手当 債給の調整額 管理職手当 役職手当 初任給調整手当 扶養手当 教育研究連携手当 住居手当 単身赴任手当 研究代表者等特別手当 看護職員等職務手当		

航空手当 死体処理手当 放射線取扱手当 異常圧力内作業手当 山上等作業手当 夜間看護等手当 極地・超高地観測手当 爆発物取扱等作業手当 超過勤務手当 休日出勤手当 夜勤手当 宿・日直手当 緊急手術等手当 オンコール手当 入試手当 学位論文審査手当	一の月の初日から末日まで	翌月の17日（ただし、17日が日曜日に当たるときは15日、17日が土曜日に当たるときは16日、17日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たるときは18日）
期末手当 勤勉手当 期末特別手当		夏季及び冬季の別に定める日
通勤手当		別に定める支給単位期間に係る最初の月の17日（ただし、17日が日曜日に当たるときは15日、17日が土曜日に当たるときは16日、17日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たるときは18日）

2 前項の規定にかかわらず、年俸制給与を適用する場合の給与の種類、計算期間及び支給日は、別に定める。

（給与の支払）

第3条 教職員の給与は、通貨で直接教職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

2 前項の給与は、原則として、教職員の預貯金口座に所要金額を振込むことによって支払う。

3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

（日割計算等）

第4条 新たに教職員となった者には、その日から俸給を支給する。俸給の月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

- 2 教職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの俸給を支給する。
- 3 教職員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により、俸給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から東京大学医科学研究所教職員勤務時間、休暇等規則（平成16年医科研規則第2号。以下「勤務時間等規則」という。）第9条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 前4項の規定は、俸給の調整額、管理職手当、役職手当、初任給調整手当、教育研究連携手当、研究代表者等特別手当及び看護職員等職務手当の支給について準用する。

（給与の即時払）

第5条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があったときは、第2条の規定にかかわらず速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

- (1) 退職し、又は解雇されたとき。

- (2) 本人が死亡したとき。

（非常時払）

第6条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ本人から請求があったときは、第2条の規定にかかわらず当該請求があった日までの給与を速やかに支払う。

- (1) 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき。
- (2) 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用にあてるとき。
- (3) 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき。
- (4) その他特に必要と認めたとき。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第7条 教職員の給与を減額する場合の勤務1時間当たりの給与額は、俸給、俸給の調整額、これらに対する教育研究連携手当の月額、役職手当、初任給調整手当、研究代表者等特別手当及び看護職員等職務手当の月額の合計額を当該年度の一月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

- 2 第36条から第38条までに規定する手当を支給する場合における勤務1時間当たりの給与額は、俸給、俸給の調整額、これらに対する教育研究連携手当の月額、役職手当、初任給調整手当、研究代表者等特別手当及び看護職員等職務手当の月額の合計額を当該年度の一月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、第36条から第38条までに規定する手当を支給する場合における勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、航空手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、山上等作業手当、極地・超高地観測手当又は爆発物取扱等作業手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額（1日単位で支給されるものにあっては、その額を7.75で除した額）を前項の規定による額に加算した額とする。

（端数計算）

第8条 前条に規定する勤務時間1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に

50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 奉給

(奉給)

第10条 奉給は、奉給表に定める級号俸と奉給月額により支給する。

2 奉給表に定める最高の号俸を超えて決定する場合の号俸並びに奉給月額については、別に定める。

(奉給表の種類)

第11条 奉給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一般職俸給表

- イ 一般職俸給表（一）
- ロ 一般職俸給表（二）

(2) 教育職俸給表

- イ 教育職俸給表（一）

(3) 医療職俸給表

- イ 医療職俸給表（一）
- ロ 医療職俸給表（二）

(4) 指定職俸給表

2 前項に掲げる俸給表は別に定める。

(新たに採用する者の俸給決定)

第12条 新たに採用する者の俸給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の教職員との均衡を考慮して決定する。

(昇格)

第13条 従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級上位の級に昇格させることができる。

(降格)

第14条 就業規則第12条の規定により、下位の級に降格させることができる。

(俸給表の適用を異にする異動の場合の俸給の決定)

第15条 教職員を俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、俸給を決定する。

(昇給)

第16条 教職員の昇給は、昇給の時期前1年間における勤務成績に応じて、行うことができる。

(降号)

第16条の2 教職員の降号は、勤務成績に応じて、行うことができる。

(昇給の時期)

第17条 第16条の規定による昇給の時期は、原則として1月1日とする。

第3章 給与の特例等 (休職者等の給与)

第18条 就業規則第14条第1項第1号の規定による休職(以下この条において「病気休職」という。)のうち、教職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合によるものであるときは、その休職の期間中、給与の全額(労基法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。)第14条による休業補償給付を受ける額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則(昭和49年労働省令第30号)第3条による休業特別支給金を受ける額に相当する額を除く額)を支給する。

- 2 教職員が結核性疾患にかかり、病気休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、俸給、俸給の調整額、扶養手当、教育研究連携手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当(以下この条において「俸給等」という。)のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 教職員が前2項以外の心身の故障により、病気休職にされたときは、初めに休職した日から引き続いた期間又は同一疾病によるものが断続的に行われた期間(一の休職から復職した後6月以内に再び休職となる期間に限る。)を合算した期間が満1年に達するまでは、俸給等の100分の80以内を支給することができる。
- 4 教職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第14条第1項第2号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の60以内を支給することができる。
- 5 教職員が就業規則第14条第1項第3号の規定に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内(業務上の災害若しくは労災法第7条第2項に規定する通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内)を支給することができる。
- 6 教職員が東京大学医科学研究所教職員の研究業務等に従事する場合の研修出向に関する規程(平成16年医科研規則第14号)第2条の規定による研修出向を命じられたときは、その出向の期間中、俸給等の100分の70以内を、同規程第3条の規定による研修出向を命じられたときは、その出向の期間中、俸給等の100分の100以内を支給することができる。
- 7 休職にされた教職員には、他の規則に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 8 教職員が東京大学医科学研究所教職員休業規則(平成26年3月27日制定。以下「休業規則」という。)の規定による休業をしたときは、その休業の期間中、給与を支給しない。
- 9 前項の規定にかかわらず、休業規則第13条による部分介護休業をしたときの給与の取扱いについては、次条第1項によるものとする。
- 10 役員会が別に定める人事制度に基づき、職務に専念する割合を定めた教職員に対する第10条の規定の適用は、同条の俸給に当該職務に専念する割合を乗じて得た額とする。
(給与の減額)

第19条 教職員が勤務しない場合は、第7条1項に規定する勤務1時間当たりの給与額にそ

の勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。ただし、その給与の計算期間のすべてを勤務しない場合には、その期間の俸給、俸給の調整額、これらに対する教育研究連携手当の月額、初任給調整手当、研究代表者等特別手当及び看護職員等職務手当の月額を減額して支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、就業規則第47条の規定により勤務しない期間、勤務時間等規則第12条の規定により勤務しない時間、同規則第17条に規定する年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇は、減額の対象としない。

ただし、同規則第22条第5項から第7項までの規定により90日を超えて特定病気休暇を承認された日、若しくは試用期間中の教職員が90日を超えて病気休暇を承認された日、又は就業規則第47条の規定する就業禁止の措置により、当該措置の開始の日から起算して90日を超えて勤務しない日につき、俸給及び俸給の調整額の半額を減ずる。(1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。)

第4章 諸手当

(俸給の調整額)

第20条 俸給の月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、適正な調整を行う。

- 2 前項の規定により俸給の調整を行う職その他必要な事項は、別途指定する。

(管理職手当)

第21条 管理職手当は、別に定める管理又は監督の地位にある職を占める教職員に支給する。

- 2 管理職手当には、勤務が深夜(午後10時から午前5時までをいう。以下同じ。)に及んだ場合における割増賃金相当額を含むものとする。

(役職手当)

第21条の2 役職手当は、別に定める大学運営等に係る重要度の高い業務を処理するために置かれる職を占める教職員に支給する。

(初任給調整手当)

第22条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認めた職に新たに採用された教職員(教育職俸給表(一)の適用を受ける教職員であって、医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。)には、採用の日から35年以内の期間初任給調整手当を支給する。

- 2 在職する教職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった教職員で医師免許証又は歯科医師免許証を有する者には、前項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。

(扶養手当)

第23条 扶養手当は、扶養親族のある教職員で別途指定する者に対して支給する。

- 2 前項に定める扶養親族は、別途指定する者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものとする。

(教育研究連携手当)

第24条 教育研究連携手当は、当該地域における賃金水準を基礎とし、当該地域における物

価等を考慮して定める地域及びこれらの当該地域に所在する勤務箇所と教育研究上一体性を有する地域に所在する勤務箇所で、別途指定する地域に在勤する教職員に支給する。

(住居手当)

第25条 住居手当は、別途指定する教職員に支給するものとする。

(通勤手当)

第26条 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる教職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする教職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することになったことにより、通勤の実情に変更を生じることとなった教職員のうち、前項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該異動の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認めたものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とする教職員、その他これらの者との均衡上必要があると認めた教職員については、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより支給する。

(単身赴任手当)

第27条 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認めたもののうち、単身で生活することを常況とする教職員その他これら教職員との均衡上必要があると認めた教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には、この限りではない。

(航空手当)

第28条 航空手当は、教職員が航空機に搭乗し、別途指定する業務に従事した場合に支給する。

(死体処理手当)

第29条 死体処理手当は、別途指定する作業に従事した場合に支給する。

(放射線取扱手当)

第30条 放射線取扱手当は、診療放射線技師又は診療エックス線技師若しくはこれに準ずる勤務を命ぜられているエックス線助手が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事した場合に支給する。

(異常圧力内作業手当)

第31条 異常圧力内作業手当は、別途指定する作業に従事した場合に支給する。

(山上等作業手当)

第31条の2 山上等作業手当は、山上等における別途指定する作業に従事した場合に支給するものとする。

(夜間看護等手当)

第32条 夜間看護等手当は、別途指定する業務に従事した場合に支給する。

(極地・超高地観測手当)

第33条 極地・超高地観測手当は、教職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。ただし、当該業務が国と共同して行われる場合であって、国から教職員に対して極地・超高地観測手当に相当する金額が支給されるときは、この限りでない。

(1) 南緯55度以南の区域における南極地域観測に関する業務

(2) 大学院理学系研究科附属天文学教育研究センターに附置されるアタカマ観測所における観測に関する業務

(爆発物取扱等作業手当)

第34条 爆発物取扱等作業手当は、教職員のうち一般職俸給表の適用を受ける教職員が直接に高圧ガスを製造し、充てんする作業に従事した場合に支給する。

第35条 削除

(超過勤務手当)

第36条 勤務時間等規則第6条の規定により所定の勤務日（次条の規定により休日出勤手当が支給されることとなる日を除く。）に業務上の必要により所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられた教職員には、所定の勤務時間以外の時間に勤務した全時間（以下「時間外勤務時間」という。）に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の150）の割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、一の月の初日から末日までの間に時間外勤務時間及び勤務時間等規則第9条に規定する日（以下「休日」という。）に勤務した時間を累計して60時間に達した時点より後に行われた時間外勤務時間に対しては、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の175）の割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

2 前項の規定は第21条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員及び指定職俸給表の適用を受ける教職員には適用しない。

(休日出勤手当)

第37条 勤務時間等規則第6条の規定により休日（同規則第10条の規定により代休となつた日を含む。）に業務上の必要により勤務することを命じられた教職員には、勤務した全時間（同規則第10条の規定により、当該休日をあらかじめ当該週の勤務日に振り替えた場合は除く。）に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分

の 135（その勤務が深夜において行われた場合は、100 分の 160）を休日出勤手当として支給する。ただし、一の月の初日から末日までの間に休日に勤務した全時間及び時間外勤務時間を累計して 60 時間に達した時点より後に行われた休日に勤務した全時間に対しては、第 7 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150（その勤務が深夜において行われた場合は、100 分の 175）の割合を乗じて得た額を休日出勤手当として支給する。

2 勤務時間等規則第 13 条及び第 14 条の規定を適用される教職員の所定の勤務時間が、同規則第 9 条第 3 号から第 5 号に当たる日に割り振られ、かつ勤務した場合には、所定の勤務時間及びその日に勤務を命じられた全時間に対して、前項に規定する休日出勤手当を支給する。ただし、当該休日に相当する休日の日数を他の日に割り振っている場合は除く。

3 前 2 項の規定は第 21 条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員及び指定職俸給表の適用を受ける教職員には適用しない。

（夜勤手当）

第 38 条 勤務時間等規則第 13 条及び第 14 条の規定を適用される教職員のうち、同規則第 6 条の規定により所定の勤務時間が深夜に割り振られた教職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 7 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 を夜勤手当として支給する（前条の規定により休日出勤手当が支給されることとなる場合を除く）。ただし、第 21 条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員には支給しない。

（宿・日直手当）

第 39 条 宿・日直手当は、教職員が勤務時間等規則第 11 条の規定により別途指定する当直勤務を命じられた場合に支給する。

2 前項の勤務は、前 3 条の勤務には含まれないものとする。

（緊急手術等手当）

第 39 条の 2 緊急手術等手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 教授、准教授、講師又は助教が、休日又は休日以外の日の午後 5 時から午前 9 時までの間ににおいて開始した緊急に行う手術その他の診療業務（以下「緊急手術等」という。）に従事した場合

(2) 医療職俸給表（一）の適用を受ける教職員が、休日又は休日以外の日の午後 5 時から午前 9 時までの間ににおいて、緊急手術等に伴い別に定める業務に従事した場合

第 39 条の 3 削除

（オンコール手当）

第 39 条の 4 オンコール手当は、教職員が緊急の診療業務に対応するため、自宅等に待機を命じられた場合支給する。ただし、第 21 条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員及び指定職俸給表の適用を受ける教職員には支給しない。

2 前項に規定する待機に対して、超過勤務手当及び休日出勤手当は支給しない。

（看護職員等職務手当）

第 39 条の 5 （削除）

（看護職員等職務手当）

第 39 条の 6 看護職員等職務手当は、第 11 条第 1 項第 3 号に規定する俸給表の適用を受ける教職員に対し、業務負荷及び人材確保が困難な状況等に応じ支給する。

（期末手当）

第40条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第42条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第22条第1項に該当して解雇され、又は死亡した教職員についても同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、期末手当を不支給又は一時差止とすることが適當と認められる事由のある教職員については、これを不支給とし又は一時差止とする。

（勤勉手当）

第41条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する教職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第22条第1項に該当して解雇され、又は死亡した教職員についても同様とする。

2 前条第2項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

（期末特別手当）

第42条 期末特別手当は、基準日にそれぞれ在職する指定職俸給表の適用を受ける教職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第22条第1項に該当して解雇され、又は死亡した教職員で指定職俸給表の適用を受けていた者についても同様とする。

2 第40条第2項の規定は、期末特別手当の支給に準用する。

（入試手当）

第43条 入試手当は、大学法人が行う入学者選抜試験に係る業務の特殊性を考慮し、別途定める業務に従事した場合に支給する。

2 前項の入試手当は、次のいずれかに該当する場合には支給しない。

（1）前項に掲げる業務が、所定の勤務時間以外の時間に命じられた場合に超過勤務手当の支給対象となる場合

（2）前項に掲げる業務に対し、休日出勤手当が支給される場合

（学位論文審査手当）

第44条 学位論文審査手当は、東京大学学位規則第7条に規定する審査委員会における論文の審査等の業務（同規則第4条第1項に係る論文の審査等に限る。）に従事した場合に支給する。

（研究代表者等特別手当）

第44条の2 研究代表者等特別手当は、別に定める東京大学研究代表者等人件費制度の適用を希望し、総長の承認を受けた教職員に支給する。

（指定職俸給表適用教職員についての適用除外）

第45条 第20条、第23条、第25条、第28条から第34条、第36条から第38条、第40条及び第41条の規定は、指定職俸給表の適用を受ける教職員には適用しない。

（諸手当の支給額等）

第46条 第20条、第22条から第34条まで及び第39条から第44条の2までの規定により支給する手当の額その他必要な事項は、別途定めるものとする。

第5章 規則の実施

（実施に関し必要な事項）

第47条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
(採用時の俸給決定基準を異にする異動の場合の俸給の決定)
- 2 当分の間、教職員を俸給表の適用を異にすることなく採用時の俸給決定基準の異なる他の職種に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、俸給を決定する。
(定年年齢の引き上げに伴う経過措置)
- 3 当分の間、次の各号に掲げる俸給表の適用を受ける教職員の俸給月額は、当該教職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該教職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、当該教職員の属する職務の級並びに当該教職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
 - (1) 一般職俸給表（一）
 - (2) 一般職俸給表（二）
 - (3) 教育職俸給表（二）
 - (4) 医療職俸給表（一）
 - (5) 医療職俸給表（二）
- 4 前項の規定は、次に掲げる教職員には適用しない。
 - (1) 就業規則附則第3項、第5項又は第6項の規定により期間を定めて雇用される代替教職員
 - (2) 就業規則第13条の4に規定する管理監督職勤務上限年齢による配置換の特例（以下「管理監督職勤務上限年齢による配置換の特例」という。）により引き続き同一の管理監督職を占める教職員
- 5 就業規則第13条の3に規定する他の職への配置換（以下「管理監督職勤務上限年齢による配置換」という。）をされた教職員であって、当該他の職への配置換をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける教職員のうち、特定日に附則第3項の規定により当該教職員の受ける俸給月額（以下「特定日俸給月額」という。）が異動日の前日に当該教職員が受けている俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる教職員には、当分の間、特定日以後、附則第3項の規定により当該教職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。
- 6 前項の規定により俸給として支給される差額に相当する額と附則第3項の規定による当該俸給を支給される教職員の受ける俸給月額との合計額が当該教職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「当該教職員の属する職務の級における最高の号俸

の俸給月額（以下「上限額」という。）と当該教職員の受ける附則第3項の規定による俸給月額」とする。

- 7 管理監督職勤務上限年齢による配置換の特例により引き続き同一の管理監督職を占める教職員が管理監督職勤務上限年齢による配置換をされた場合は、異動日に附則第3項の規定により当該教職員が受ける俸給月額（以下「異動日俸給月額」という。）が異動日の前日のその者の号俸等に対応する俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下「第7項基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる教職員には、当分の間、異動日以後、第7項基礎俸給月額と異動日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。
- 8 前項の規定により俸給として支給される差額に相当する額と附則第3項の規定による当該俸給を支給される教職員の受ける俸給月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第7項基礎俸給月額と異動日俸給月額との差額」とあるのは、「上限額と当該教職員の受ける附則第3項の規定による俸給月額との差額」とする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条中の通勤手当に係る改正については、別に定める日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(平成18年4月1日における俸給の切替)
- 2 施行日の前日から在職する教職員の俸給の切替については、別に定める。ただし、施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる教職員には、平成26年3月31日までの間、同日において受けていた俸給月額を俸給として支給する。
(東京大学医科学研究所教職員給与規則の特例を定める規則の廃止)
- 3 東京大学医科学研究所教職員給与規則の特例を定める規則（平成17年医科研規則第28号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年1月1日から施行する。

(55歳に達した教職員に対する俸給月額)

2 平成30年3月31日までの間、教職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸が職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下「特定教職員」という。）に対する俸給の額は、当該特定教職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教職員となつた場合にあっては、特定教職員となつた日）以後、当該特定教職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）とする。ただし、その額が、当該特定教職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額に達しない場合にあっては、当該特定教職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額とする。

俸給表	職務の級
一般職俸給表 (一)	6級
教育職俸給表 (一)	5級
医療職俸給表 (一)	6級
医療職俸給表 (二)	6級

(55歳に達した教職員に対する管理職手当)

3 平成30年3月31日までの間、特定教職員に対する管理職手当は、当該特定教職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教職員となつた場合にあっては、特定教職員となつた日）以後、その月額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）とする。

(平成22年4月1日前に55歳に達した教職員に関する読み替え)

4 平成22年4月1日前に55歳に達した教職員に対する前2項の規定の適用については、

これらの規定中「当該特定教職員が 55 歳に達した日後における最初の 4月 1 日」とあるのは「施行日」と、「55 歳に達した日後における最初の 4月 1 日後」とあるのは「同日後」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 23 年 4月 1 日から施行する。
(平成 23 年 4月 1 日における号俸の調整)
- 2 平成 23 年 4月 1 日において 43 歳に満たない教職員（同日において、職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職俸給表の適用を受ける教職員を除く。）のうち、平成 22 年 1月 1 日において第 16 条の規定により昇給した教職員（別に定める教職員を除く。）その他当該教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の平成 23 年 4月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けこととなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 24 年 4月 1 日から施行する。
(平成 24 年 4月 1 日における俸給の切替)
- 2 東京大学医科学研究所教職員給与規則の一部を改正する規則（平成 18 年 3月 30 日制定）附則第 2 項ただし書の規定による俸給月額を受ける教職員の施行日における俸給月額は、施行日の前日に受けていた俸給月額に 100 分の 99.1 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）とする。

附 則

この規則は、平成 24 年 8月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 25 年 4月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の東京大学医科学研究所給与規則（平成 16 年 4月 1 日東大医科研規則第 4 号）第 11 条第 1 項第 2 号ロに定める年俸制教育職俸給表の適用を受ける者については、当該雇用が継続する間、従前の規定により給与を支給することができる。
- 3 この規則の施行日にこの規則の施行の日前に付された任期の末日以前である者に対する前項の規定の適用については、当該任期が満了するまでの間、同項中「支給することができる」とあるのは「支給するものとする」とする。
(平成 26 年 4月 1 日における号俸の調整)
- 4 平成 26 年 4月 1 日において 45 歳に満たない教職員（同日において、職務の級における最

高の号俸を受ける教職員及び指定職俸給表の適用を受ける教職員を除く。) のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日(以下「調整対象昇給日」という。)において第16条の規定により昇給した教職員(別に定める教職員を除く。)その他当該教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けこととなる号俸の1号俸(平成26年4月1日において38歳に満たない教職員のうち、調整対象昇給日に3回昇給した教職員にあっては3号俸(2回昇給した教職員にあっては2号俸、1回昇給した教職員にあっては1号俸)、38歳以上40歳未満の教職員のうち、調整対象昇給日に2回以上昇給した教職員にあっては2号俸(1回昇給した教職員にあっては1号俸)及び40歳以上45歳未満の教職員のうち、調整対象昇給日に1回以上昇給した教職員にあっては1号俸)上位の号俸(この項の規定に相当する号俸の調整を既に受けている教職員にあっては、当該号俸の調整を考慮した別に定める号俸)とする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日在職する教職員(東京大学医科学研究所教職員出向規程(平成16年4月1日東大医科研規則第13号)第2条第2項に規定する転籍出向中の者を含む。)には、別に定める額の特例一時金を支給する。
- 3 前項に規定する特例一時金の支給日は、平成27年2月17日とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
2 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける教職員(施行日以降に第14条又は第16条の2の規定の適用を受けた者を除く。)で、その者の受ける俸給月額が施行日の前日において受けていた俸給月額に達しないこととなる教職員には、平成30年3月31日までの間、施行日の前日において受けていた俸給月額(東京大学医科学研究所教職員給与規則の一部を改正する規則(平成22年12月16日制定)附則第2項に規定する特定教職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教職員となつた場合にあっては、特定教職員となつた日)以後、当該俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。

附 則

- 1 この規則は、平成28年3月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日に在職（東京大学医科学研究所教職員出向規程（平成16年4月1日東大医科研規則第13号）第2条第2項に規定する転籍出向を命じられている場合を含む。）する別に定める教職員には、別に定めるところにより特例一時金を支給する。
- 3 前項に規定する特例一時金の支給日は、平成28年4月15日とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日に在職（東京大学医科学研究所教職員出向規程（平成16年4月1日東大医科研規則第13号）第2条第2項に規定する転籍出向を命じられている場合を含む。）する別に定める教職員には、別に定めるところにより特例一時金を支給する。
- 3 前項に規定する特例一時金の支給日は、平成29年2月17日とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行し、改正後の東京大学医科学研究所教職員給与規則第46条（第43条に係る部分に限る。）の規定は、平成30年4月1日以後本学へ入学する者に対する入学者選抜試験に係る業務に従事した者に適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年3月1日から施行する。
(平成30年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成30年4月1日において37歳に満たない教職員（同日において、職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職俸給表の適用を受ける教職員を除く。）のうち、平成27年1月1日において第16条の規定により昇給した教職員（別に定める教職員を除く。）その他当該教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けこととなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際にこの規則による改正前の東京大学医科学研究所教職員給与規則第25条の規定の適用を受け住居手当の支給を受ける教職員で、この規則の施行により受ける住居手当の額が施行日の前日において受けていた額から2,000円を超えて減額される場合は、令和3年3月31日までの間、減額される額は、2,000円とする。

附 則

この規則は、令和2年5月1日から施行し、令和2年1月27日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行し、改正後の東京大学医科学研究所教職員給与規則第46条（第43条に係る部分に限る。）の規定は、令和2年5月1日以降大学入学共通テストに係る業務に従事した者に適用する。

附 則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の東京大学医科学研究所教職員給与規則第2条第1項、第4条第5項、第7条第1項、同条第2項及び第19条第1項の規定中看護職員等職務手当に係る部分並びに第39条の5の規定は、令和4年2月1日から適用し、令和4年9月30日限り、その効力を失う。

3 改正後の東京大学医科学研究所教職員給与規則第46条（第39条の3に係る部分に限る。）の規定は、令和3年2月13日から適用する。

附 則

1 この規則は、令和5年2月1日から施行する。

2 改正後の東京大学医科学研究所教職員給与規則第2条第1項、第4条第5項、第7条第1項、同条第2項及び第19条第1項の規定中看護職員等職務手当に係る部分並びに第39条の6及び第46条（第32条に係る部分に限る。）の規定は、令和4年10月1日から適用す

る。

3 改正後の東京大学医科学研究所教職員給与規則第46条（第24条に係る部分に限る。）の規定は、令和4年1月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年2月1日から施行する。

東京大学医科学研究所教職員給与規則（平成16年医科研規則第4号。以下「規則」という。）第11条第2項の規定による俸給表及び第46条の規定による手当の額その他必要な事項について、令和6年2月1日以降、次のとおりとする。

(俸給表)

第11条関係

規則第11条第2項による俸給表は、次のとおりとする。

1 第11条関係 一般職俸給表

イ 一般職俸給表 (一)

(令和6年2月1日～)

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	俸給月額									
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	

35	210, 600	254, 100	289, 000	331, 500	358, 800	386, 600	431, 200	465, 100	525, 200	
36	211, 900	254, 900	290, 500	333, 500	360, 500	388, 000	432, 400	465, 700	525, 700	
37	213, 200	255, 600	291, 900	335, 400	361, 900	389, 400	433, 600	466, 200	526, 400	
38	214, 400	256, 700	293, 500	337, 300	363, 200	390, 600	434, 400	466, 800	527, 000	
39	215, 600	257, 900	295, 100	339, 200	364, 500	391, 800	435, 200	467, 400	527, 800	
40	216, 700	259, 000	296, 700	341, 100	365, 900	392, 800	436, 000	468, 000	528, 400	
41	217, 800	260, 200	298, 200	342, 900	367, 000	393, 900	436, 600	468, 500	528, 900	
42	218, 900	261, 400	299, 800	344, 800	367, 900	395, 100	437, 300	469, 000		
43	219, 900	262, 500	301, 300	346, 600	368, 900	396, 200	438, 000	469, 400		
44	220, 900	263, 600	302, 800	348, 400	370, 000	397, 300	438, 700	469, 700		
45	221, 800	264, 700	304, 400	349, 900	370, 800	398, 000	439, 500	470, 000		
46	222, 700	265, 800	306, 000	351, 300	371, 700	398, 700	440, 300			
47	223, 600	266, 900	307, 600	352, 700	372, 600	399, 400	440, 700			
48	224, 500	267, 900	309, 100	354, 200	373, 400	400, 100	441, 400			
49	225, 400	268, 900	310, 000	355, 700	374, 200	400, 700	441, 900			
50	226, 300	269, 900	311, 500	356, 500	375, 000	401, 300	442, 300			
51	227, 200	270, 900	313, 000	357, 500	375, 800	401, 800	442, 700			
52	228, 100	271, 800	314, 600	358, 500	376, 500	402, 200	443, 100			
53	228, 900	272, 700	316, 200	359, 400	377, 200	402, 600	443, 500			
54	229, 800	273, 600	317, 800	360, 500	377, 900	402, 900	443, 900			
55	230, 700	274, 500	319, 300	361, 400	378, 600	403, 200	444, 300			
56	231, 500	275, 400	320, 800	362, 400	379, 300	403, 500	444, 600			
57	231, 800	276, 300	322, 200	363, 300	379, 800	403, 800	444, 900			
58	232, 600	277, 200	323, 400	364, 000	380, 400	404, 100	445, 300			
59	233, 300	278, 100	324, 500	364, 700	381, 000	404, 400	445, 600			
60	233, 900	279, 000	325, 600	365, 300	381, 700	404, 700	445, 900			
61	234, 500	280, 000	326, 300	365, 700	382, 100	405, 000	446, 200			
62	235, 200	281, 000	327, 200	366, 300	382, 800	405, 300				
63	235, 800	281, 900	328, 000	367, 000	383, 400	405, 600				
64	236, 300	282, 800	328, 800	367, 700	384, 000	405, 900				
65	236, 800	283, 300	329, 600	368, 000	384, 400	406, 200				
66	237, 300	284, 000	330, 000	368, 700	385, 000	406, 500				
67	237, 800	284, 700	330, 600	369, 400	385, 600	406, 800				
68	238, 400	285, 600	331, 300	370, 000	386, 200	407, 100				
69	238, 900	286, 600	332, 100	370, 300	386, 600	407, 300				
70	239, 400	287, 400	332, 800	370, 900	387, 100	407, 600				
71	239, 900	288, 200	333, 500	371, 600	387, 600	407, 900				
72	240, 400	289, 000	334, 100	372, 200	388, 200	408, 100				
73	240, 900	289, 700	334, 600	372, 500	388, 500	408, 300				
74	241, 400	290, 200	335, 200	373, 100	388, 900	408, 600				
75	241, 800	290, 600	335, 700	373, 800	389, 300	408, 900				
76	242, 300	291, 000	336, 300	374, 400	389, 700	409, 100				
77	242, 800	291, 200	336, 600	374, 800	390, 000	409, 300				
78	243, 300	291, 500	337, 100	375, 300	390, 300	409, 600				
79	243, 800	291, 700	337, 500	375, 900	390, 600	409, 900				
80	244, 300	292, 000	337, 900	376, 400	390, 800	410, 100				
81	244, 700	292, 200	338, 300	376, 900	391, 000	410, 300				

□ 一般職俸給表（二）

(令和6年2月1日～)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900

44	200, 600	237, 200	263, 200	295, 300	340, 800
45	202, 100	238, 000	263, 800	296, 000	341, 700
46	203, 100	238, 800	264, 700	296, 900	342, 700
47	204, 000	239, 500	265, 700	297, 800	343, 700
48	205, 100	240, 100	266, 600	298, 600	344, 600
49	206, 200	240, 700	267, 600	299, 200	345, 500
50	207, 200	241, 600	268, 400	299, 800	346, 400
51	208, 100	242, 500	269, 200	300, 400	347, 300
52	209, 100	243, 300	269, 900	301, 100	348, 100
53	210, 200	244, 200	270, 500	301, 700	348, 900
54	211, 200	245, 100	271, 300	302, 500	349, 700
55	212, 100	245, 700	272, 100	303, 200	350, 500
56	213, 000	246, 400	272, 900	303, 900	351, 200
57	213, 900	247, 200	273, 500	304, 500	351, 900
58	214, 500	247, 900	274, 400	305, 200	352, 700
59	215, 200	248, 600	275, 300	305, 900	353, 500
60	216, 000	249, 200	276, 200	306, 500	354, 100
61	216, 800	249, 800	277, 100	307, 100	354, 800
62	217, 300	250, 600	278, 100	307, 800	355, 500
63	217, 800	251, 400	278, 900	308, 500	356, 200
64	218, 300	252, 000	279, 800	309, 100	356, 900
65	218, 800	252, 600	280, 600	309, 600	357, 500
66	219, 400	253, 100	281, 400	310, 100	358, 000
67	220, 000	253, 500	282, 200	310, 700	358, 500
68	220, 500	253, 900	282, 900	311, 300	359, 000
69	220, 800	254, 600	283, 500	311, 900	359, 400
70	221, 100	255, 100	284, 300	312, 300	
71	221, 400	255, 500	285, 100	312, 800	
72	221, 700	255, 800	285, 800	313, 300	
73	221, 900	256, 000	286, 500	313, 600	
74	222, 300	256, 300	287, 200	314, 100	
75	222, 600	256, 700	287, 900	314, 600	
76	223, 000	257, 100	288, 700	315, 000	
77	223, 200	257, 400	289, 200	315, 200	
78	223, 700	257, 800	289, 700	315, 500	
79	224, 000	258, 200	290, 100	315, 800	
80	224, 300	258, 600	290, 500	316, 100	
81	224, 600	258, 900	290, 900	316, 400	
82	224, 900	259, 200	291, 300	316, 700	
83	225, 200	259, 500	291, 800	317, 000	
84	225, 500	259, 700	292, 300	317, 300	
85	225, 800	259, 900	292, 600	317, 500	
86	226, 100	260, 100	293, 100	317, 900	
87	226, 400	260, 400	293, 700	318, 200	
88	226, 700	260, 700	294, 200	318, 400	
89	227, 000	260, 900	294, 500	318, 600	
90	227, 400	261, 100	295, 000	318, 900	

91	227, 700	261, 400	295, 500	319, 200	
92	228, 000	261, 600	295, 800	319, 500	
93	228, 200	261, 900	296, 200	319, 700	
94	228, 500	262, 200	296, 700	320, 000	
95	228, 800	262, 500	297, 200	320, 300	
96	229, 100	262, 700	297, 700	320, 500	
97	229, 300	262, 900	298, 000	320, 700	
98	229, 600	263, 200	298, 400	321, 000	
99	229, 800	263, 400	298, 900	321, 300	
100	230, 100	263, 700	299, 400	321, 500	
101	230, 400	264, 000	299, 800	321, 700	
102	230, 600	264, 200	300, 200		
103	230, 900	264, 500	300, 500		
104	231, 200	264, 800	300, 800		
105	231, 500	265, 000	301, 100		
106	232, 000	265, 200	301, 500		
107	232, 300	265, 500	301, 900		
108	232, 600	265, 700	302, 300		
109	232, 800	266, 000	302, 600		
110	233, 200	266, 300	303, 000		
111	233, 600	266, 600	303, 400		
112	233, 900	266, 800	303, 700		
113	234, 100	267, 000	303, 900		
114	234, 600	267, 300	304, 200		
115	235, 100	267, 500	304, 500		
116	235, 600	267, 700	304, 700		
117	235, 900	268, 000	304, 900		
118	236, 300	268, 300	305, 200		
119	236, 700	268, 600	305, 500		
120	237, 000	268, 900	305, 700		
121	237, 400	269, 100	305, 900		
122		269, 300	306, 200		
123		269, 600	306, 500		
124		269, 900	306, 700		
125		270, 100	306, 900		
126		270, 300	307, 200		
127		270, 600	307, 500		
128		270, 900	307, 700		
129		271, 100	307, 900		
130		271, 300	308, 200		
131		271, 600	308, 500		
132		271, 900	308, 700		
133		272, 100	308, 900		
134		272, 300			
135		272, 600			
136		272, 900			
137		273, 100			

2 第11条関係 教育職俸給表

イ 教育職俸給表（一）

（令和6年2月1日～）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	190,900	233,100	290,700	335,600	410,200	535,900
2	193,000	235,400	293,300	338,500	412,500	538,900
3	195,100	237,600	295,700	341,500	414,600	542,000
4	197,100	239,600	298,000	344,500	416,700	545,100
5	199,000	241,700	300,300	347,400	418,600	548,100
6	201,400	243,400	302,600	349,800	421,000	550,500
7	203,900	245,100	304,700	352,300	423,200	553,000
8	206,300	246,900	306,900	354,700	425,500	555,400
9	208,800	249,000	309,200	357,200	427,200	557,700
10	211,200	251,300	311,600	359,800	429,700	559,500
11	213,600	253,600	314,000	362,400	431,900	561,400
12	215,900	255,600	316,400	365,200	434,100	563,300
13	217,900	257,700	318,700	367,800	435,500	565,000
14	219,800	260,100	320,700	369,500	437,700	566,400
15	221,500	262,400	322,700	371,700	439,900	567,700
16	223,300	264,700	324,400	373,900	442,200	568,900
17	225,300	266,600	326,400	375,600	444,300	570,200
18	226,700	269,400	328,200	377,600	446,600	571,000
19	228,000	272,200	330,000	379,600	448,800	571,700
20	229,400	274,900	331,700	381,400	451,100	572,400
21	231,000	277,600	333,100	383,200	453,100	573,200
22	232,800	280,200	335,500	384,700	455,400	
23	234,600	282,700	337,600	385,900	457,800	
24	236,200	285,100	339,800	387,100	460,100	
25	238,000	287,500	341,600	388,200	462,100	
26	240,100	290,000	343,500	389,900	464,200	
27	242,100	292,400	345,600	391,600	466,300	
28	244,100	294,900	347,700	393,300	468,400	
29	245,800	297,300	349,600	395,000	470,400	
30	247,700	299,600	351,500	396,600	472,700	
31	249,700	301,800	353,300	398,000	474,900	
32	251,700	304,000	355,000	399,300	476,800	
33	253,600	306,200	356,900	400,900	478,700	
34	255,000	308,400	358,500	402,500	480,800	
35	256,300	310,900	360,000	404,000	483,000	
36	257,600	313,100	361,400	405,700	485,000	
37	258,900	315,400	362,800	406,800	487,100	
38	260,200	316,700	364,800	408,300	489,100	
39	261,600	318,300	366,700	409,800	491,000	
40	263,100	319,700	368,400	411,000	492,900	
41	264,600	321,100	370,100	411,900	494,900	
42	266,200	321,500	371,900	413,500	496,800	

43	267, 600	321, 900	373, 500	415, 000	498, 500	
44	269, 000	322, 300	374, 900	416, 600	500, 400	
45	269, 900	322, 900	376, 600	417, 900	502, 300	
46	271, 400	323, 400	378, 300	419, 400	504, 100	
47	272, 900	324, 200	379, 800	420, 800	505, 900	
48	274, 200	325, 000	381, 300	422, 300	507, 700	
49	275, 400	325, 600	382, 800	423, 600	509, 400	
50	275, 900	326, 300	384, 400	424, 800	511, 100	
51	276, 400	327, 000	385, 900	426, 100	512, 900	
52	277, 000	327, 700	387, 500	427, 300	514, 800	
53	277, 500	328, 700	388, 600	428, 000	516, 300	
54	278, 000	329, 400	390, 100	428, 900	517, 900	
55	278, 300	329, 800	391, 500	429, 800	519, 600	
56	278, 700	330, 400	393, 100	430, 700	521, 200	
57	279, 100	330, 800	394, 400	431, 500	522, 800	
58	279, 900	331, 500	395, 800	432, 400	524, 100	
59	280, 700	332, 200	397, 100	433, 300	525, 400	
60	281, 500	332, 800	398, 400	434, 100	526, 600	
61	282, 300	333, 500	399, 600	434, 800	527, 800	
62	283, 100	334, 400	401, 000	435, 700	528, 800	
63	283, 800	335, 300	402, 400	436, 700	529, 800	
64	284, 500	336, 100	403, 800	437, 600	530, 800	
65	285, 300	336, 800	404, 800	438, 500	531, 400	
66	285, 900	337, 800	405, 900	439, 400	532, 300	
67	286, 700	338, 500	406, 900	440, 400	533, 200	
68	287, 400	339, 500	408, 000	441, 300	534, 100	
69	287, 900	340, 100	408, 900	442, 300	535, 000	
70	288, 600	341, 000	409, 700	443, 300	535, 800	
71	289, 300	341, 900	410, 500	444, 200	536, 500	
72	290, 000	342, 800	411, 200	445, 200	537, 000	
73	290, 800	343, 100	411, 900	446, 200	537, 700	
74	291, 700	344, 100	412, 800	447, 100	538, 200	
75	292, 500	345, 100	413, 600	448, 000	539, 000	
76	293, 400	346, 100	414, 300	449, 000	539, 600	
77	293, 900	347, 100	414, 900	449, 800	540, 100	
78	294, 800	348, 000	415, 400	450, 300	540, 700	
79	295, 700	348, 900	415, 800	451, 000	541, 300	
80	296, 500	349, 800	416, 200	451, 600	541, 900	
81	297, 300	350, 700	416, 500	452, 400	542, 500	
82	298, 200	351, 600	416, 900	453, 100		
83	299, 000	352, 500	417, 200	453, 400		
84	299, 700	353, 400	417, 600	454, 000		
85	300, 000	354, 000	417, 900	454, 400		
86	300, 800	354, 600	418, 300	454, 800		
87	301, 600	355, 200	418, 700	455, 200		
88	302, 400	355, 800	419, 100	455, 500		
89	303, 300	356, 300	419, 400	455, 800		

90	303, 900	356, 700	419, 800	456, 100		
91	304, 500	357, 100	420, 200	456, 600		
92	305, 100	357, 500	420, 500	456, 900		
93	305, 600	357, 900	420, 800	457, 200		
94	306, 300	358, 300	421, 200	457, 500		
95	306, 900	358, 800	421, 500	457, 800		
96	307, 500	359, 200	421, 800	458, 100		
97	307, 700	359, 800	422, 100	458, 400		
98	308, 200	360, 300	422, 500	458, 900		
99	308, 700	360, 700	422, 800	459, 200		
100	309, 200	361, 200	423, 100	459, 500		
101	309, 400	361, 600	423, 400	459, 800		
102	309, 800	362, 100	423, 800			
103	310, 100	362, 400	424, 100			
104	310, 600	362, 800	424, 400			
105	311, 000	363, 300	424, 700			
106	311, 300	363, 700	425, 000			
107	311, 600	364, 200	425, 300			
108	311, 900	364, 700	425, 600			
109	312, 100	365, 100	425, 900			
110	312, 500	365, 600	426, 200			
111	312, 900	366, 100	426, 500			
112	313, 300	366, 500	426, 800			
113	313, 600	366, 900	427, 100			
114	314, 000	367, 300	427, 400			
115	314, 300	367, 800	427, 700			
116	314, 600	368, 200	428, 000			
117	314, 900	368, 600	428, 200			
118	315, 300	369, 000				
119	315, 700	369, 500				
120	316, 100	369, 900				
121	316, 300	370, 200				
122	316, 500	370, 600				
123	316, 800	371, 100				
124	317, 100	371, 400				
125	317, 400	371, 800				
126	317, 600	372, 300				
127	317, 900	372, 800				
128	318, 300	373, 200				
129	318, 600	373, 600				
130	318, 900	374, 100				
131	319, 300	374, 600				
132	319, 500	375, 100				
133	319, 700	375, 600				
134	320, 000	376, 100				
135	320, 300	376, 600				
136	320, 500	377, 100				

137	320, 800	377, 600				
138	321, 000	378, 100				
139	321, 300	378, 600				
140	321, 600	379, 100				
141	321, 900	379, 600				
142	322, 300					
143	322, 700					
144	323, 100					
145	323, 300					
146	323, 700					
147	324, 000					
148	324, 400					
149	324, 600					
150	325, 000					
151	325, 300					
152	325, 700					
153	325, 900					
154	326, 300					
155	326, 700					
156	327, 100					
157	327, 300					

3 第11条関係 医療職俸給表

イ 医療職俸給表 (一)

(令和6年2月1日～)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号俸	俸給月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400	438,600
2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000	441,200
3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600	443,700
4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200	446,300
5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500	448,700
6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200	451,200
7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800	453,700
8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500	456,200
9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600	458,600
10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800	461,000
11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000	463,600
12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200	466,000
13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200	468,500
14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200	470,000
15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200	471,300
16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200	472,600
17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000	473,800
18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900	475,100
19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800	476,400
20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600	477,700
21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400	478,900
22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000	480,300
23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600	481,700
24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100	482,900
25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600	484,300
26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900	485,600
27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200	487,000
28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500	488,400
29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800	489,800
30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000	490,900
31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200	492,000
32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300	493,100
33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500	494,200
34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700	495,100
35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900	496,000
36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100	496,900
37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400	497,900
38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200	
39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600	
40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300	
41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800	
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200	

43	224, 000	254, 600	286, 000	315, 300	360, 300	399, 400	441, 600		
44	224, 900	255, 400	287, 300	316, 800	361, 500	400, 200	442, 000		
45	225, 800	256, 200	288, 600	317, 700	362, 500	400, 600	442, 400		
46	226, 700	257, 400	290, 200	319, 100	363, 300	401, 200	442, 800		
47	227, 600	258, 600	291, 700	320, 600	364, 300	401, 700	443, 200		
48	228, 500	259, 700	293, 100	322, 200	365, 400	402, 100	443, 500		
49	229, 200	261, 000	294, 300	323, 600	366, 400	402, 500	443, 800		
50	230, 100	262, 300	295, 800	324, 900	367, 400	402, 800	444, 200		
51	231, 000	263, 400	297, 100	326, 100	368, 400	403, 100	444, 500		
52	231, 800	264, 400	298, 600	327, 300	369, 300	403, 400	444, 800		
53	232, 100	265, 400	299, 900	328, 300	370, 100	403, 700	445, 100		
54	232, 900	266, 500	301, 300	329, 300	370, 900	404, 000			
55	233, 500	267, 600	302, 700	330, 300	371, 800	404, 300			
56	234, 200	268, 700	304, 000	331, 200	372, 600	404, 600			
57	234, 800	269, 400	305, 000	331, 700	373, 100	404, 900			
58	235, 400	270, 500	306, 200	332, 600	373, 900	405, 200			
59	235, 900	271, 600	307, 400	333, 400	374, 700	405, 500			
60	236, 400	272, 500	308, 800	334, 300	375, 500	405, 900			
61	237, 000	273, 300	310, 100	335, 000	375, 900	406, 100			
62	237, 500	274, 300	311, 300	335, 300	376, 600	406, 400			
63	238, 000	275, 200	312, 500	335, 800	377, 300	406, 700			
64	238, 600	276, 100	313, 700	336, 400	377, 900	407, 000			
65	239, 100	276, 900	315, 000	337, 000	378, 300	407, 200			
66	239, 600	277, 900	315, 800	337, 700	378, 900				
67	240, 200	278, 800	316, 500	338, 400	379, 600				
68	240, 700	279, 700	317, 200	339, 000	380, 200				
69	241, 200	280, 600	317, 800	339, 700	380, 600				
70	241, 700	281, 600	318, 500	340, 200	381, 100				
71	242, 100	282, 700	319, 200	340, 800	381, 600				
72	242, 600	283, 700	319, 800	341, 400	382, 100				
73	243, 100	284, 300	320, 400	341, 700	382, 700				
74	243, 600	284, 800	320, 600	342, 300	383, 200				
75	244, 100	285, 300	321, 100	342, 800	383, 800				
76	244, 600	286, 100	321, 600	343, 300	384, 400				
77	244, 900	286, 900	322, 200	343, 800	384, 900				
78	245, 200	287, 500	322, 700	344, 300	385, 400				
79	245, 500	288, 100	323, 200	344, 800	385, 900				
80	245, 700	288, 600	323, 600	345, 200	386, 400				
81	245, 900	289, 100	324, 200	345, 500	386, 700				
82	246, 200	289, 600	324, 700	345, 800	387, 200				
83	246, 500	290, 000	325, 100	346, 200	387, 600				
84	246, 700	290, 300	325, 600	346, 500	388, 000				
85	246, 900	290, 500	326, 100	347, 000	388, 400				
86		290, 700	326, 500	347, 300					
87		290, 900	326, 700	347, 600					
88		291, 100	327, 000	347, 900					
89		291, 500	327, 400	348, 300					

90		291,700	327,800	348,600				
91		291,900	328,200	349,000				
92		292,100	328,600	349,300				
93		292,500	328,900	349,700				
94		292,700	329,100	350,000				
95		292,900	329,500	350,300				
96		293,200	329,800	350,600				
97		293,500	330,000	350,900				
98		293,700	330,300	351,300				
99		293,900	330,600	351,700				
100		294,200	330,900	352,100				
101		294,500	331,100	352,600				
102		294,700	331,400	353,000				
103		294,900	331,800	353,400				
104		295,200	332,000	353,800				
105		295,500	332,200	354,300				
106			332,400					
107			332,800					
108			333,000					
109			333,200					
110			333,600					
111			334,000					
112			334,400					
113			334,600					

□ 医療職俸給表（二）

(令和6年2月1日～)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号俸	俸給月額						
	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400

18	211, 300	236, 200	269, 000	286, 800	319, 200	366, 100	413, 600
19	213, 400	237, 600	269, 800	287, 800	320, 700	368, 200	415, 800
20	215, 400	238, 700	270, 600	288, 900	322, 100	370, 200	417, 900
21	217, 300	239, 800	271, 300	290, 200	323, 500	371, 900	419, 800
22	219, 000	241, 400	272, 000	291, 600	324, 900	374, 000	421, 700
23	220, 700	243, 100	272, 700	292, 800	326, 400	376, 100	423, 500
24	222, 400	244, 500	273, 500	294, 000	327, 800	378, 100	425, 400
25	223, 700	245, 700	274, 300	295, 100	329, 200	380, 000	427, 100
26	225, 000	247, 000	275, 000	296, 500	330, 600	381, 600	428, 700
27	226, 100	248, 400	275, 800	297, 900	332, 000	383, 400	430, 400
28	227, 100	249, 700	276, 600	299, 300	333, 400	385, 200	432, 000
29	228, 200	251, 100	277, 600	300, 300	334, 500	386, 900	433, 300
30	229, 000	252, 100	278, 700	301, 600	336, 000	388, 600	434, 600
31	229, 800	252, 900	280, 100	302, 900	337, 400	390, 500	436, 200
32	230, 500	253, 600	281, 300	304, 100	338, 900	392, 200	437, 700
33	231, 600	254, 400	282, 500	305, 300	340, 400	393, 900	439, 400
34	232, 800	255, 300	283, 800	306, 700	341, 900	395, 600	441, 000
35	233, 900	256, 200	284, 900	308, 100	343, 400	397, 400	442, 400
36	234, 900	256, 900	286, 100	309, 500	344, 900	399, 100	443, 800
37	235, 900	257, 600	287, 500	310, 800	346, 500	400, 700	444, 900
38	237, 200	258, 500	288, 600	312, 100	348, 100	402, 400	446, 200
39	238, 500	259, 400	289, 700	313, 500	349, 600	404, 200	447, 500
40	239, 700	260, 300	290, 700	314, 900	351, 100	406, 000	448, 900
41	240, 500	260, 700	291, 700	316, 400	352, 300	407, 500	449, 900
42	241, 500	261, 500	292, 900	317, 800	353, 800	409, 000	450, 600
43	242, 500	262, 300	294, 100	319, 200	355, 300	410, 500	451, 400
44	243, 500	263, 000	295, 300	320, 500	356, 700	411, 800	452, 000
45	244, 500	263, 700	296, 400	321, 300	358, 100	412, 900	452, 900
46	245, 500	264, 400	297, 700	322, 700	359, 100	414, 000	453, 600
47	246, 400	265, 100	299, 000	324, 100	360, 500	415, 100	454, 400
48	247, 200	265, 800	300, 200	325, 600	361, 800	416, 300	455, 200
49	248, 000	266, 500	301, 300	326, 700	363, 100	417, 600	455, 900
50	248, 900	267, 300	302, 500	328, 000	364, 500	418, 700	456, 600
51	249, 800	268, 000	303, 700	329, 300	365, 800	419, 900	457, 300
52	250, 600	268, 900	305, 000	330, 600	367, 100	421, 000	458, 100
53	251, 200	269, 800	306, 400	331, 900	368, 600	422, 200	458, 900
54	252, 100	270, 900	307, 700	333, 200	369, 800	423, 200	459, 700
55	253, 000	272, 000	309, 000	334, 500	370, 900	424, 300	460, 400
56	253, 800	273, 200	310, 200	335, 800	372, 100	425, 400	461, 100
57	254, 500	274, 400	311, 000	336, 700	373, 200	426, 500	461, 900
58	255, 400	275, 800	312, 200	338, 000	374, 100	427, 000	
59	256, 000	277, 100	313, 400	339, 200	375, 100	427, 600	
60	256, 800	278, 400	314, 800	340, 500	376, 000	428, 000	
61	257, 500	279, 600	315, 900	341, 500	376, 600	428, 600	
62	258, 200	280, 800	317, 200	342, 400	377, 400	429, 100	
63	258, 900	281, 900	318, 400	343, 500	378, 200	429, 500	
64	259, 600	283, 000	319, 600	344, 700	379, 000	430, 000	

65	260, 200	284, 000	320, 800	345, 800	379, 700	430, 500	
66	260, 900	285, 200	322, 100	347, 000	380, 400	430, 900	
67	261, 500	286, 400	323, 300	348, 200	381, 200	431, 200	
68	262, 100	287, 400	324, 500	349, 200	381, 900	431, 500	
69	262, 700	288, 400	325, 200	350, 200	382, 500	431, 900	
70	263, 300	289, 800	326, 300	351, 200	383, 100		
71	264, 100	291, 100	327, 400	352, 300	383, 800		
72	264, 900	292, 300	328, 300	353, 400	384, 400		
73	266, 100	293, 300	329, 400	354, 200	385, 100		
74	267, 200	294, 600	330, 100	355, 300	385, 600		
75	268, 200	295, 800	331, 200	356, 400	386, 200		
76	269, 200	297, 000	332, 300	357, 400	386, 700		
77	270, 100	298, 300	333, 400	358, 100	387, 100		
78	271, 000	299, 500	334, 600	358, 900	387, 700		
79	271, 900	300, 700	335, 700	359, 700	388, 200		
80	272, 800	301, 900	336, 800	360, 400	388, 500		
81	273, 600	302, 400	337, 900	361, 000	388, 800		
82	274, 500	303, 600	339, 000	361, 500	389, 300		
83	275, 400	304, 700	340, 000	362, 100	389, 700		
84	276, 000	305, 800	341, 100	362, 600	390, 000		
85	276, 700	306, 900	342, 000	363, 200	390, 300		
86	277, 400	308, 100	343, 000	363, 700	390, 800		
87	278, 100	309, 300	343, 900	364, 300	391, 300		
88	278, 800	310, 400	344, 900	364, 800	391, 700		
89	279, 600	311, 500	345, 800	365, 200	392, 000		
90	280, 400	312, 700	346, 600	365, 600	392, 400		
91	281, 200	313, 900	347, 400	366, 200	392, 900		
92	282, 000	315, 000	348, 200	366, 700	393, 300		
93	282, 800	315, 800	348, 800	367, 000	393, 700		
94	283, 800	316, 500	349, 400	367, 500			
95	284, 700	317, 200	350, 100	367, 900			
96	285, 600	317, 800	350, 700	368, 200			
97	286, 200	318, 300	351, 100	368, 800			
98	286, 800	318, 600	351, 500	369, 300			
99	287, 400	319, 200	352, 000	369, 800			
100	288, 300	319, 800	352, 400	370, 300			
101	289, 100	320, 200	352, 900	370, 900			
102	289, 900	320, 800	353, 300	371, 400			
103	290, 700	321, 400	353, 800	371, 900			
104	291, 500	321, 900	354, 200	372, 300			
105	292, 100	322, 300	354, 500	372, 900			
106	292, 600	322, 800	355, 000	373, 400			
107	293, 100	323, 300	355, 400	373, 900			
108	293, 500	323, 800	355, 700	374, 400			
109	293, 700	324, 200	356, 200	375, 000			
110	294, 000	324, 600	356, 700	375, 400			
111	294, 200	324, 900	357, 200	375, 900			

112	294, 500	325, 200	357, 700	376, 400			
113	294, 800	325, 500	358, 200	377, 000			
114	295, 000	325, 900	358, 700				
115	295, 300	326, 300	359, 200				
116	295, 500	326, 600	359, 600				
117	295, 800	326, 800	360, 000				
118	296, 100	327, 100	360, 400				
119	296, 400	327, 500	360, 900				
120	296, 700	327, 700	361, 400				
121	297, 000	327, 900	361, 800				
122	297, 400	328, 200	362, 300				
123	297, 700	328, 500	362, 800				
124	298, 100	328, 800	363, 300				
125	298, 300	329, 000	363, 600				
126	298, 500	329, 300					
127	298, 800	329, 700					
128	299, 200	329, 900					
129	299, 400	330, 100					
130	299, 700	330, 300					
131	300, 100	330, 700					
132	300, 500	330, 900					
133	300, 700	331, 200					
134	301, 000	331, 600					
135	301, 400	332, 000					
136	301, 700	332, 400					
137	301, 900	332, 700					
138	302, 200	333, 100					
139	302, 600	333, 500					
140	302, 900	333, 900					
141	303, 100	334, 200					
142	303, 500	334, 600					
143	303, 900	334, 900					
144	304, 200	335, 300					
145	304, 400	335, 600					
146	304, 600	336, 000					
147	304, 900	336, 400					
148	305, 300	336, 800					
149	305, 500	337, 100					
150	305, 700	337, 500					
151	306, 000	337, 900					
152	306, 300	338, 300					
153	306, 700	338, 600					
154	306, 900						
155	307, 100						
156	307, 400						
157	307, 700						
158	308, 000						

159	308, 300						
160	308, 600						
161	309, 000						
162	309, 300						
163	309, 600						
164	309, 900						
165	310, 300						
166	310, 600						
167	310, 900						
168	311, 200						
169	311, 600						

4 第11条関係 指定職俸給表

(令和6年2月1日～)

号俸	俸給月額
1	518,000
2	576,000
3	636,000
4	708,000
5	763,000
6	820,000
7	898,000
8	968,000
9	1,038,000
10	1,110,000
11	1,178,000
12	1,203,000

教職員給与規則の一部を改正する規則（平成18年医科研規則第29号）附則第2項関係

同規則附則第2項の規定による俸給の切替は、次のとおりとする。

1 級の切替

施行日の前日において指定職俸給表以外の俸給表の適用を受けていた教職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、施行日の前日に受けていた俸給表、職務の級（以下「旧級」という。）に応じて別表第1に掲げられている旧級に対応する新級欄に定める職務の級とする。

ただし、一般職俸給表（一）新10級への切替については別に定める。また、施行日における教育職俸給表（一）新6級への切替は行わない。

2 号俸の切替

（1）施行日の前日において指定職俸給表以外の俸給表の適用を受けていた教職員の施行日における号俸（以下「新号俸」という。）は、俸給表、旧級、施行日の前日に受けていた号俸（俸給表に定める最高の号俸を超えて決定された場合の枠外号俸を含む。以下「旧号俸」という。）及び旧号俸を受けていた期間に相当する期間（以下「経過期間」という。）に応じて別表第2に定める号俸とする。

（2）施行日の前日において指定職俸給表の適用を受けていた教職員の施行日における号俸は、施行日の前日に受けていた号俸に対応する別表第3に定める号俸とする。

3 経過期間

（1）前項第1号の経過期間は、旧号俸を受けたとみなす日（給与規則の改正がないものとした場合における施行日以後の最初の昇給の予定の時期から、旧号俸に係る昇給期間に相当する期間をさかのぼった日。以下同じ。）から施行日の前日までの期間に相当する期間とする（第3号及び第4号に掲げる場合を除く。）。

（2）給与規則の改正がないものとした場合における施行日以後の最初の昇給について、施行日前において昇給延伸の事由に該当した教職員に係る経過期間は、施行日以後良好な成績で勤務したものとした場合の旧号俸を受けたとみなす日から施行日の前日までの期間に相当する期間とする（次号及び第4号に掲げる場合を除く。）。

（3）切替日の前日において次に掲げる教職員であった者に係る経過期間は、0月とする。

- ① 東京大学医科学研究所教職員就業規則第14条第1項第1号から第3号及び第5号の規定により休職にされていた教職員、及び同項第4号の規定により休職にされていた教職員で東京大学医科学研究所教職員の研究業務等に従事する場合の研修出向に関する規程の適用を受ける教職員
- ② 東京大学医科学研究所教職員育児・介護休業規程により育児休業又は介護休業をしていた教職員
- ③ 給与規則の改正がないものとした場合に施行日以後の昇給がないこととなる教職員

（4）前号の①、②に掲げる教職員又は東京大学医科学研究所教職員勤務時間、休暇等規則に規定する病気休暇のため、引き続き勤務しない教職員となった後、施行日前に職務に復帰した者で、施行日の前日において復職時調整（在職者との均衡を考慮して、休職等により引き続き勤務しない期間について所要の調整を行い、号俸を調整することをいう。）の時期に達していないものに係る経過期間は、起算日（給与規則の改正がないものとした場合における当該復職時調整の時期から、旧号俸に係る昇給期間に相当する期間をさかのぼった日をいう。）から施行日の前日までの期間に相当する期間とする。

4 施行日前の異動者の号俸の調整

施行日前に職務の級を異にして異動した教職員の新号俸は、その者が施行日において職務の級を異にする異動をしたものとした場合との権衡を考慮し、必要な調整を行う。

別表第1

職務の級の切替表

俸 級 表	旧 級	新 級
一般職俸給表（一）	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級
	11 級	9 級
		10 級
一般職俸給表（二）	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	
	5 級	4 級
	6 級	5 級
教育職俸給表（一）	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
		6 級
医療職俸給表（一）	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
	6 級	6 級
	7 級	7 級
	8 級	8 級
医療職俸給表（二）	1 級	1 級
	2 級	2 級

	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
	6 級	6 級
	7 級	7 級

別表第2

イ 一般職俸給表（一）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	△ 経過期間	旧 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11 級	
													新9 級	新10 級
1	3ヶ月未満				1	1	5	1	1	1	1	1	1	1
	3ヶ月以上6ヶ月未満				2	1	6	1	1	1	1	1	1	1
	6ヶ月以上9ヶ月未満				3	1	7	1	1	1	1	1	1	1
	9ヶ月以上12ヶ月未満				4	1	8	1	1	1	1	1	1	1
	12ヶ月以上				5	1	9	1	1	1	1	1	1	1
2	3ヶ月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1	1	1	1
	3ヶ月以上6ヶ月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1	1	1	1
	6ヶ月以上9ヶ月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1	1	1	1
	9ヶ月以上12ヶ月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1	1	1	1
	12ヶ月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1	1	1	1
3	3ヶ月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1	1	1	1
	3ヶ月以上6ヶ月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1	1	1	1
	6ヶ月以上9ヶ月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1	1	1	1
	9ヶ月以上12ヶ月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1	1	1	1
	12ヶ月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1	1	1	1
4	3ヶ月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1	1	1	1
	3ヶ月以上6ヶ月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1	1	1	1
	6ヶ月以上9ヶ月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1	1	1	1
	9ヶ月以上12ヶ月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1	1	1	1
	12ヶ月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1	1	1	1
5	3ヶ月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1	1	1	1
	3ヶ月以上6ヶ月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1	1	1	1
	6ヶ月以上9ヶ月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1	1	1	1
	9ヶ月以上12ヶ月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1	1	1	1
	12ヶ月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1	1	1	1
6	3ヶ月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1	1	1	1
	3ヶ月以上6ヶ月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1	1	1	1
	6ヶ月以上9ヶ月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1	1	1	1
	9ヶ月以上12ヶ月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1	1	1	1
	12ヶ月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1	1	1	1
7	3ヶ月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1	1	1	1
	3ヶ月以上6ヶ月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2	2	1	1
	6ヶ月以上9ヶ月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3	3	1	1
	9ヶ月以上12ヶ月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4	4	1	1
	12ヶ月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5	5	5	1
8	3ヶ月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5	5	5	1
	3ヶ月以上6ヶ月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6	6	6	1
	6ヶ月以上9ヶ月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7	7	7	1

	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8	8	1
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9	9	1
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9	9	1
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10	10	1
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11	11	1
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12	12	1
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13	13	1
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13	13	1
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14	14	1
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15	15	1
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16	16	1
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17	17	1
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17	17	1
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18	18	1
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19	19	1
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20	20	1
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21	21	1
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21	21	1
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22	22	2
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23	23	3
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24	24	4
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25	25	5
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25	25	5
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26	26	6
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27	27	7
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28	28	8
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29	29	9
14	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29	29	9
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30	30	10
	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31	31	11
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32	32	12
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33	33	13
15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33	33	13
	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34	34	13
	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35	35	13
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36	36	14
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37	37	14
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41			
	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42			
	6月以上9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43			
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44			
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45			
17	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45			
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54	50	46			
	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	55	51	47			
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48			
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49			
18	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49			
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58	54	50			
	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51			
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52			

	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53		
19	3月未満		93	73	61	77	65	61	57			
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62	58			
	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63	59			
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60			
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61			
20	3月未満			77	62	81	69	65	61			
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66	62			
	6月以上9月未満			79	63	83	71	67	63			
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64			
	12月以上			81	63	85	73	69	65			
21	3月未満			81	63	85	73	69	65			
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66			
	6月以上9月未満			83	64	87	75	71	67			
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68			
	12月以上			85	65	89	77	73	69			
22	3月未満			85	65	89	77	73				
	3月以上6月未満			86	65	90	78	74				
	6月以上9月未満			87	66	91	79	75				
	9月以上12月未満			88	66	92	80	76				
	12月以上			89	67	93	81	77				
23	3月未満			89	67	93	81					
	3月以上6月未満			90	67	94	82					
	6月以上9月未満			91	68	95	83					
	9月以上12月未満			92	68	96	84					
	12月以上			93	69	97	85					
24	3月未満			93	69	97	85					
	3月以上6月未満			94	70	98	86					
	6月以上9月未満			95	71	99	87					
	9月以上12月未満			96	72	100	88					
	12月以上			97	73	101	89					
25	3月未満			97	73	101						
	3月以上6月未満			98	73	102						
	6月以上9月未満			99	74	103						
	9月以上12月未満			100	74	104						
	12月以上			101	75	105						
26	3月未満			101	75	105						
	3月以上6月未満			102	75	106						
	6月以上9月未満			103	76	107						
	9月以上12月未満			104	76	108						
	12月以上			105	77	109						
27	3月未満			105	77							
	3月以上6月未満			106	78							
	6月以上9月未満			107	79							
	9月以上12月未満			108	80							
	12月以上			109	81							
28	3月未満			109	81							
	3月以上6月未満			110	82							
	6月以上9月未満			111	83							
	9月以上12月未満			112	84							
	12月以上			113	85							

29	3月未満			113								
	3月以上6月未満			114								
	6月以上9月未満			115								
	9月以上12月未満			116								
	12月以上			117								
30	3月未満			117								
	3月以上6月未満			118								
	6月以上9月未満			119								
	9月以上12月未満			120								
	12月以上			121								
31	3月未満			121								
	3月以上6月未満			122								
	6月以上9月未満			123								
	9月以上12月未満			124								
	12月以上			125								
32	3月未満			125								
	3月以上6月未満			125								
	6月以上9月未満			125								
	9月以上12月未満			125								
	12月以上			125								
枠1	3月未満	93	125	85	109	89	77	69	53	37	37	14
	3月以上6月未満	93	125	85	110	90	78	70	54	38	38	14
	6月以上9月未満	93	125	86	111	91	79	71	55	39	39	15
	9月以上12月未満	93	125	86	112	92	80	72	56	40	40	15
	12月以上	93	125	87	113	93	81	73	57	41	41	15
枠2	3月未満	93	125	87	113	93	81	73	57	41	41	15
	3月以上6月未満	93	125	87	113	93	82	74	58	42	41	15
	6月以上9月未満	93	125	88	113	93	83	75	59	43	41	15
	9月以上12月未満	93	125	88	113	93	84	76	60	44	41	15
	12月以上	93	125	89	113	93	85	77	61	45	41	15
枠3以上	3月未満	93	125	89	113	93	85	77	61	45	41	15
	3月以上6月未満	93	125	90	113	93	85	77	61	45	41	15
	6月以上9月未満	93	125	91	113	93	85	77	61	45	41	15
	9月以上12月未満	93	125	92	113	93	85	77	61	45	41	15
	12月以上	93	125	93	113	93	85	77	61	45	41	15

口 一般職俸給表（二）の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	旧 級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		3月未満	1	1	5	1	1
1	3月以上6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
	3月未満	1	1	1	9	1	1
2	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
	3月未満	5	5	1	13	1	1
3	3月未満						

	3月以上6月末満	6	6	2	14	1	1
	6月以上9月末満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月末満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月末満	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月末満	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月末満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月末満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月末満	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月末満	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月末満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月末満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月末満	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月末満	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月末満	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月末満	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月末満	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月末満	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月末満	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月末満	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月末満	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月末満	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月末満	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月末満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月末満	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月末満	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月末満	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月末満	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月末満	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月末満	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月末満	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月末満	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
11	3月末満	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月末満	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月末満	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月末満	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
12	3月末満	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月末満	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月末満	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月末満	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月末満	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月末満	46	46	42	54	34	30

	6月以上9月末満	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月末満	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月末満	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月末満	50	50	46	58	38	34
	6月以上9月末満	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月末満	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3月末満	53	53	49	61	41	37
	3月以上6月末満	54	54	50	62	42	38
	6月以上9月末満	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月末満	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月末満	57	57	53	65	45	41
	3月以上6月末満	58	58	54	66	46	42
	6月以上9月末満	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月末満	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3月末満	61	61	57	69	49	45
	3月以上6月末満	62	62	58	70	50	46
	6月以上9月末満	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月末満	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月末満	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月末満	66	66	62	74	54	50
	6月以上9月末満	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月末満	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3月末満	69	69	65	77	57	53
	3月以上6月末満	70	70	65	78	58	54
	6月以上9月末満	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月末満	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月末満	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月末満	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月末満	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月末満	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3月末満	77	77	69	85	65	61
	3月以上6月末満	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月末満	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月末満	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	3月末満	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月末満	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月末満	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月末満	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
23	3月末満	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月末満	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月末満	87	87	76	95	75	69

	9月以上12月未満	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	3月未満	89	89	77	97	77	
	3月以上6月未満	90	90	77	98	78	
	6月以上9月未満	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未満	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3月未満	93	93	79	101	81	
	3月以上6月未満	94	94	79	102	82	
	6月以上9月未満	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未満	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3月未満	97	97	81	105	85	
	3月以上6月未満	98	98	82	106	86	
	6月以上9月未満	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未満	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	3月未満	101	101	85	109	89	
	3月以上6月未満	102	102	85	110	90	
	6月以上9月未満	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未満	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	3月未満	105	105	87	113		
	3月以上6月未満	106	106	87	114		
	6月以上9月未満	107	107	88	115		
	9月以上12月未満	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	3月未満	109	109	89	117		
	3月以上6月未満	110	110	90	118		
	6月以上9月未満	111	111	91	119		
	9月以上12月未満	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	3月未満	113	113	93	121		
	3月以上6月未満	114	114	93	122		
	6月以上9月未満	115	115	94	123		
	9月以上12月未満	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	3月未満	117	117	95	125		
	3月以上6月未満	118	118	95	126		
	6月以上9月未満	119	119	96	127		
	9月以上12月未満	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3月未満	121	121				
	3月以上6月未満	121	122				
	6月以上9月未満	121	123				
	9月以上12月未満	121	124				
	12月以上	121	125				
33	3月未満		125				
	3月以上6月未満		126				
	6月以上9月未満		127				
	9月以上12月未満		128				

	12月以上		129				
枠1	3月未満	121	129	97	129	93	69
	3月以上6月未満	121	130	98	130	94	69
	6月以上9月未満	121	131	99	131	95	69
	9月以上12月未満	121	132	100	132	96	69
	12月以上	121	133	101	133	97	69
枠2	3月未満	121	133	101	133	97	69
	3月以上6月未満	121	134	102	133	98	69
	6月以上9月未満	121	135	103	133	99	69
	9月以上12月未満	121	136	104	133	100	69
	12月以上	121	137	105	133	101	69
枠3以上	3月未満	121	137	105	133	101	69
	3月以上6月未満	121	137	106	133	101	69
	6月以上9月未満	121	137	107	133	101	69
	9月以上12月未満	121	137	108	133	101	69
	12月以上	121	137	109	133	101	69

ハ 教育職俸給表（一）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	
						新5級	新6級
1	3月未満			1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	1	1	1
	12月以上	9	9	9	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	2	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	3	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	4	1	1
	12月以上	13	13	13	5	1	1
5	3月未満	13	13	13	5	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	6	1	1
	6月以上9月未満	15	15	15	7	1	1
	9月以上12月未満	16	16	16	8	1	1
	12月以上	17	17	17	9	1	1
6	3月未満	17	17	17	9	1	1
	3月以上6月未満	18	18	18	10	2	1
	6月以上9月未満	19	19	19	11	3	1
	9月以上12月未満	20	20	20	12	4	1
	12月以上	21	21	21	13	5	1

7	3月未満	21	21	21	13	5	1
	3月以上6月未満	22	22	22	14	6	1
	6月以上9月未満	23	23	23	15	7	1
	9月以上12月未満	24	24	24	16	8	1
	12月以上	25	25	25	17	9	1
8	3月未満	25	25	25	17	9	1
	3月以上6月未満	26	26	26	18	10	1
	6月以上9月未満	27	27	27	19	11	1
	9月以上12月未満	28	28	28	20	12	1
	12月以上	29	29	29	21	13	1
9	3月未満	29	29	29	21	13	1
	3月以上6月未満	30	30	30	22	14	1
	6月以上9月未満	31	31	31	23	15	1
	9月以上12月未満	32	32	32	24	16	1
	12月以上	33	33	33	25	17	1
10	3月未満	33	33	33	25	17	1
	3月以上6月未満	34	34	34	26	18	1
	6月以上9月未満	35	35	35	27	19	1
	9月以上12月未満	36	36	36	28	20	1
	12月以上	37	37	37	29	21	1
11	3月未満	37	37	37	29	21	1
	3月以上6月未満	38	38	38	30	22	1
	6月以上9月未満	39	39	39	31	23	1
	9月以上12月未満	40	40	40	32	24	1
	12月以上	41	41	41	33	25	1
12	3月未満	41	41	41	33	25	1
	3月以上6月未満	42	42	42	34	26	1
	6月以上9月未満	43	43	43	35	27	1
	9月以上12月未満	44	44	44	36	28	1
	12月以上	45	45	45	37	29	1
13	3月未満	45	45	45	37	29	1
	3月以上6月未満	46	46	46	38	30	1
	6月以上9月未満	47	47	47	39	31	1
	9月以上12月未満	48	48	48	40	32	1
	12月以上	49	49	49	41	33	1
14	3月未満	49	49	49	41	33	1
	3月以上6月未満	50	50	50	42	34	1
	6月以上9月未満	51	51	51	43	35	1
	9月以上12月未満	52	52	52	44	36	1
	12月以上	53	53	53	45	37	1
15	3月未満	53	53	53	45	37	1
	3月以上6月未満	54	54	54	46	38	1
	6月以上9月未満	55	55	55	47	39	1
	9月以上12月未満	56	56	56	48	40	1
	12月以上	57	57	57	49	41	1
16	3月未満	57	57	57	49	41	1
	3月以上6月未満	58	58	58	50	42	1
	6月以上9月未満	59	59	59	51	43	1
	9月以上12月未満	60	60	60	52	44	1
	12月以上	61	61	61	53	45	1
17	3月未満	61	61	61	53	45	1

	3月以上6月末満	62	62	62	54	46	1
	6月以上9月末満	63	63	63	55	47	1
	9月以上12月末満	64	64	64	56	48	1
	12月以上	65	65	65	57	49	1
18	3月末満	65	65	65	57	49	1
	3月以上6月末満	66	66	66	58	50	1
	6月以上9月末満	67	67	67	59	51	1
	9月以上12月末満	68	68	68	60	52	1
	12月以上	69	69	69	61	53	1
19	3月末満	69	69	69	61	53	1
	3月以上6月末満	70	70	70	62	54	1
	6月以上9月末満	71	71	71	63	55	1
	9月以上12月末満	72	72	72	64	56	1
	12月以上	73	73	73	65	57	1
20	3月末満	73	73	73	65	57	1
	3月以上6月末満	74	74	74	66	58	2
	6月以上9月末満	75	75	75	67	59	3
	9月以上12月末満	76	76	76	68	60	4
	12月以上	77	77	77	69	61	5
21	3月末満	77	77	77	69	61	5
	3月以上6月末満	78	78	78	70	62	6
	6月以上9月末満	79	79	79	71	63	7
	9月以上12月末満	80	80	80	72	64	8
	12月以上	81	81	81	73	65	9
22	3月末満	81	81	81	73	65	9
	3月以上6月末満	82	82	82	74	66	9
	6月以上9月末満	83	83	83	75	67	10
	9月以上12月末満	84	84	84	76	68	10
	12月以上	85	85	85	77	69	11
23	3月末満	85	85	85	77	69	11
	3月以上6月末満	86	86	86	78	70	11
	6月以上9月末満	87	87	87	79	71	12
	9月以上12月末満	88	88	88	80	72	12
	12月以上	89	89	89	81	73	13
24	3月末満	89	89	89	81		
	3月以上6月末満	90	90	90	82		
	6月以上9月末満	91	91	91	83		
	9月以上12月末満	92	92	92	84		
	12月以上	93	93	93	85		
25	3月末満	93	93	93	85		
	3月以上6月末満	94	94	94	86		
	6月以上9月末満	95	95	95	87		
	9月以上12月末満	96	96	96	88		
	12月以上	97	97	97	89		
26	3月末満	97	97	97	89		
	3月以上6月末満	98	98	98	90		
	6月以上9月末満	99	99	99	91		
	9月以上12月末満	100	100	100	92		
	12月以上	101	101	101	93		
27	3月末満	101	101	101			
	3月以上6月末満	102	102	102			

	6月以上9月末満	103	103	103			
	9月以上12月末満	104	104	104			
	12月以上	105	105	105			
28	3月末満	105	105	105			
	3月以上6月末満	106	106	106			
	6月以上9月末満	107	107	107			
	9月以上12月末満	108	108	108			
	12月以上	109	109	109			
29	3月末満	109	109				
	3月以上6月末満	110	110				
	6月以上9月末満	111	111				
	9月以上12月末満	112	112				
	12月以上	113	113				
30	3月末満	113	113				
	3月以上6月末満	114	114				
	6月以上9月末満	115	115				
	9月以上12月末満	116	116				
	12月以上	117	117				
31	3月末満	117	117				
	3月以上6月末満	118	118				
	6月以上9月末満	119	119				
	9月以上12月末満	120	120				
	12月以上	121	121				
32	3月末満	121	121				
	3月以上6月末満	122	122				
	6月以上9月末満	123	123				
	9月以上12月末満	124	124				
	12月以上	125	125				
33	3月末満	125	125				
	3月以上6月末満	126	126				
	6月以上9月末満	127	127				
	9月以上12月末満	128	128				
	12月以上	129	129				
34	3月末満	129	129				
	3月以上6月末満	130	130				
	6月以上9月末満	131	131				
	9月以上12月末満	132	132				
	12月以上	133	133				
35	3月末満	133					
	3月以上6月末満	134					
	6月以上9月末満	135					
	9月以上12月末満	136					
	12月以上	137					
36	3月末満	137					
	3月以上6月末満	138					
	6月以上9月末満	139					
	9月以上12月末満	140					
	12月以上	141					
37	3月末満	141					
	3月以上6月末満	142					
	6月以上9月末満	143					

	9月以上12月末満	144					
	12月以上	145					
38	3月末満	145					
	3月以上6月末満	146					
	6月以上9月末満	147					
	9月以上12月末満	148					
	12月以上	149					
枠1	3月末満	149	133	109	93	73	13
	3月以上6月末満	150	134	110	94	74	13
	6月以上9月末満	151	135	111	95	75	14
	9月以上12月末満	152	136	112	96	76	14
	12月以上	153	137	113	97	77	15
枠2	3月末満	153	137	113	97	77	15
	3月以上6月末満	154	138	114	98	78	15
	6月以上9月末満	155	139	115	99	79	15
	9月以上12月末満	156	140	116	100	80	15
	12月以上	157	141	117	101	81	15
枠3以上	3月末満	157	141	117	101	81	15
	3月以上6月末満	157	141	117	101	81	15
	6月以上9月末満	157	141	117	101	81	15
	9月以上12月末満	157	141	117	101	81	15
	12月以上	157	141	117	101	81	15

二 医療職俸給表（一）の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	△ 旧級 経過期間	新級							
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	3月末満			1	1	1	1	1	1
	3月以上6月末満			1	1	1	1	1	1
	6月以上9月末満			1	1	1	1	1	1
	9月以上12月末満			1	1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1	1
2	3月末満	1	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月末満	2	2	2	1	1	1	1	1
	6月以上9月末満	3	3	3	1	1	1	1	1
	9月以上12月末満	4	4	4	1	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1	1
3	3月末満	5	5	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月末満	6	6	6	2	1	1	1	1
	6月以上9月末満	7	7	7	3	1	1	1	1
	9月以上12月末満	8	8	8	4	1	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1	1
4	3月末満	9	9	9	5	1	1	1	1
	3月以上6月末満	10	10	10	6	2	1	1	1
	6月以上9月末満	11	11	11	7	3	1	1	1
	9月以上12月末満	12	12	12	8	4	1	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1	1
5	3月末満	13	13	13	9	5	1	1	1
	3月以上6月末満	14	14	14	10	6	2	1	1
	6月以上9月末満	15	15	15	11	7	3	1	1
	9月以上12月末満	16	16	16	12	8	4	1	1

	12月以上	17	17	17	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	17	17	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4	1
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	21	21	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8	4
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	25	25	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16	12	8
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	29	29	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20	16	12
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17	13
10	3月未満	33	33	33	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24	20	16
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21	17
11	3月未満	37	37	37	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28	24	20
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25	21
12	3月未満	41	41	41	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	42	42	42	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	43	43	43	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36	32	28	24
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29	25
13	3月未満	45	45	45	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	46	46	46	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	47	47	47	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40	36	32	28
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33	29
14	3月未満	49	49	49	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	50	50	50	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	51	51	51	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44	40	36	32
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37	33
15	3月未満	53	53	53	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	54	54	54	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	55	55	55	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48	44	40	36
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41	37

16	3月未満	57	57	57	53	49	45	41	37
	3月以上6月未満	58	58	58	54	50	46	42	37
	6月以上9月未満	59	59	59	55	51	47	43	37
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52	48	44	37
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45	37
17	3月未満	61	61	61	57	53	49	45	
	3月以上6月未満	62	62	62	58	54	50	46	
	6月以上9月未満	63	63	63	59	55	51	47	
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56	52	48	
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49	
18	3月未満	65	65	65	61	57	53		
	3月以上6月未満	66	66	66	62	58	54		
	6月以上9月未満	67	67	67	63	59	55		
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60	56		
	12月以上	69	69	69	65	61	57		
19	3月未満	69	69	69	65	61	57		
	3月以上6月未満	70	70	70	66	62	58		
	6月以上9月未満	71	71	71	67	63	59		
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64	60		
	12月以上	73	73	73	69	65	61		
20	3月未満	73	73	73	69	65	61		
	3月以上6月未満	74	74	74	70	66	62		
	6月以上9月未満	75	75	75	71	67	63		
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68	64		
	12月以上	77	77	77	73	69	65		
21	3月未満	77	77	77	73	69			
	3月以上6月未満	78	78	78	74	70			
	6月以上9月未満	79	79	79	75	71			
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72			
	12月以上	81	81	81	77	73			
22	3月未満	81	81	81	77	73			
	3月以上6月未満	82	82	82	78	74			
	6月以上9月未満	83	83	83	79	75			
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76			
	12月以上	85	85	85	81	77			
23	3月未満	85	85	85	81	77			
	3月以上6月未満	85	86	86	82	78			
	6月以上9月未満	85	87	87	83	79			
	9月以上12月未満	85	88	88	84	80			
	12月以上	85	89	89	85	81			
24	3月未満		89	89	85				
	3月以上6月未満		90	90	86				
	6月以上9月未満		91	91	87				
	9月以上12月未満		92	92	88				
	12月以上		93	93	89				
25	3月未満		93	93	89				
	3月以上6月未満		94	94	90				
	6月以上9月未満		95	95	91				
	9月以上12月未満		96	96	92				
	12月以上		97	97	93				
26	3月未満		97	97	93				

	3月以上6月末満		98	98	94			
	6月以上9月末満		99	99	95			
	9月以上12月末満		100	100	96			
	12月以上		101	101	97			
27	3月末満		101	101	97			
	3月以上6月末満		102	102	98			
	6月以上9月末満		103	103	99			
	9月以上12月末満		104	104	100			
	12月以上		105	105	101			
28	3月末満		105	105				
	3月以上6月末満		105	106				
	6月以上9月末満		105	107				
	9月以上12月末満		105	108				
	12月以上		105	109				
29	3月末満			109				
	3月以上6月末満			110				
	6月以上9月末満			111				
	9月以上12月末満			112				
	12月以上			113				
30	3月末満			113				
	3月以上6月末満			113				
	6月以上9月末満			113				
	9月以上12月末満			113				
	12月以上			113				
枠1	3月末満	85	105	113	101	81	65	49
	3月以上6月末満	85	105	113	102	82	65	50
	6月以上9月末満	85	105	113	103	83	65	51
	9月以上12月末満	85	105	113	104	84	65	52
	12月以上	85	105	113	105	85	65	53
枠2以上	3月末満	85	105	113	105	85	65	53
	3月以上6月末満	85	105	113	105	85	65	53
	6月以上9月末満	85	105	113	105	85	65	53
	9月以上12月末満	85	105	113	105	85	65	53
	12月以上	85	105	113	105	85	65	53

ト 医療職俸給表（二）の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	新号俸						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	3月末満			1	1	1	1	1
	3月以上6月末満			1	1	1	1	1
	6月以上9月末満			1	1	1	1	1
	9月以上12月末満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
2	3月末満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月末満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月末満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月末満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3月末満	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月末満	6	6	6	2	1	1	1

	6月以上9月末満	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月末満	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3月末満	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月末満	10	10	10	6	2	1	1
	6月以上9月末満	11	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月末満	12	12	12	8	4	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1
5	3月末満	13	13	13	9	5	1	1
	3月以上6月末満	14	14	14	10	6	2	1
	6月以上9月末満	15	15	15	11	7	3	1
	9月以上12月末満	16	16	16	12	8	4	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3月末満	17	17	17	13	9	5	1
	3月以上6月末満	18	18	18	14	10	6	2
	6月以上9月末満	19	19	19	15	11	7	3
	9月以上12月末満	20	20	20	16	12	8	4
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5
7	3月末満	21	21	21	17	13	9	5
	3月以上6月末満	22	22	22	18	14	10	6
	6月以上9月末満	23	23	23	19	15	11	7
	9月以上12月末満	24	24	24	20	16	12	8
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9
8	3月末満	25	25	25	21	17	13	9
	3月以上6月末満	26	26	26	22	18	14	10
	6月以上9月末満	27	27	27	23	19	15	11
	9月以上12月末満	28	28	28	24	20	16	12
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3月末満	29	29	29	25	21	17	13
	3月以上6月末満	30	30	30	26	22	18	14
	6月以上9月末満	31	31	31	27	23	19	15
	9月以上12月末満	32	32	32	28	24	20	16
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17
10	3月末満	33	33	33	29	25	21	17
	3月以上6月末満	34	34	34	30	26	22	18
	6月以上9月末満	35	35	35	31	27	23	19
	9月以上12月末満	36	36	36	32	28	24	20
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21
11	3月末満	37	37	37	33	29	25	21
	3月以上6月末満	38	38	38	34	30	26	22
	6月以上9月末満	39	39	39	35	31	27	23
	9月以上12月末満	40	40	40	36	32	28	24
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25
12	3月末満	41	41	41	37	33	29	25
	3月以上6月末満	42	42	42	38	34	30	26
	6月以上9月末満	43	43	43	39	35	31	27
	9月以上12月末満	44	44	44	40	36	32	28
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29
13	3月末満	45	45	45	41	37	33	29
	3月以上6月末満	46	46	46	42	38	34	30
	6月以上9月末満	47	47	47	43	39	35	31

	9月以上12月未満	48	48	48	44	40	36	32
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33
14	3月未満	49	49	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	50	50	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	51	51	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44	40	36
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37
15	3月未満	53	53	53	49	45	41	37
	3月以上6月未満	54	54	54	50	46	42	38
	6月以上9月未満	55	55	55	51	47	43	39
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48	44	40
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41
16	3月未満	57	57	57	53	49	45	41
	3月以上6月未満	58	58	58	54	50	46	42
	6月以上9月未満	59	59	59	55	51	47	43
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52	48	44
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45
17	3月未満	61	61	61	57	53	49	45
	3月以上6月未満	62	62	62	58	54	50	46
	6月以上9月未満	63	63	63	59	55	51	47
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56	52	48
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49
18	3月未満	65	65	65	61	57	53	49
	3月以上6月未満	66	66	66	62	58	54	50
	6月以上9月未満	67	67	67	63	59	55	51
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60	56	52
	12月以上	69	69	69	65	61	57	53
19	3月未満	69	69	69	65	61	57	53
	3月以上6月未満	70	70	70	66	62	58	54
	6月以上9月未満	71	71	71	67	63	59	55
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64	60	56
	12月以上	73	73	73	69	65	61	57
20	3月未満	73	73	73	69	65	61	
	3月以上6月未満	74	74	74	70	66	62	
	6月以上9月未満	75	75	75	71	67	63	
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68	64	
	12月以上	77	77	77	73	69	65	
21	3月未満	77	77	77	73	69	65	
	3月以上6月未満	78	78	78	74	70	66	
	6月以上9月未満	79	79	79	75	71	67	
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72	68	
	12月以上	81	81	81	77	73	69	
22	3月未満	81	81	81	77	73	69	
	3月以上6月未満	82	82	82	78	74	69	
	6月以上9月未満	83	83	83	79	75	69	
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76	69	
	12月以上	85	85	85	81	77	69	
23	3月未満	85	85	85	81	77		
	3月以上6月未満	86	86	86	82	78		
	6月以上9月未満	87	87	87	83	79		
	9月以上12月未満	88	88	88	84	80		

	12月以上	89	89	89	85	81		
24	3月未満	89	89	89	85	81		
	3月以上6月未満	90	90	90	86	82		
	6月以上9月未満	91	91	91	87	83		
	9月以上12月未満	92	92	92	88	84		
	12月以上	93	93	93	89	85		
25	3月未満	93	93	93	89			
	3月以上6月未満	94	94	94	90			
	6月以上9月未満	95	95	95	91			
	9月以上12月未満	96	96	96	92			
	12月以上	97	97	97	93			
26	3月未満	97	97	97	93			
	3月以上6月未満	98	98	98	94			
	6月以上9月未満	99	99	99	95			
	9月以上12月未満	100	100	100	96			
	12月以上	101	101	101	97			
27	3月未満	101	101	101	97			
	3月以上6月未満	102	102	102	98			
	6月以上9月未満	103	103	103	99			
	9月以上12月未満	104	104	104	100			
	12月以上	105	105	105	101			
28	3月未満	105	105	105	101			
	3月以上6月未満	106	106	106	102			
	6月以上9月未満	107	107	107	103			
	9月以上12月未満	108	108	108	104			
	12月以上	109	109	109	105			
29	3月未満	109	109	109				
	3月以上6月未満	110	110	110				
	6月以上9月未満	111	111	111				
	9月以上12月未満	112	112	112				
	12月以上	113	113	113				
30	3月未満	113	113	113				
	3月以上6月未満	114	114	114				
	6月以上9月未満	115	115	115				
	9月以上12月未満	116	116	116				
	12月以上	117	117	117				
31	3月未満	117	117	117				
	3月以上6月未満	118	118	118				
	6月以上9月未満	119	119	119				
	9月以上12月未満	120	120	120				
	12月以上	121	121	121				
32	3月未満	121	121					
	3月以上6月未満	122	122					
	6月以上9月未満	123	123					
	9月以上12月未満	124	124					
	12月以上	125	125					
33	3月未満	125	125					
	3月以上6月未満	126	126					
	6月以上9月未満	127	127					
	9月以上12月未満	128	128					
	12月以上	129	129					

34	3月未満	129	129					
	3月以上6月未満	130	130					
	6月以上9月未満	131	131					
	9月以上12月未満	132	132					
	12月以上	133	133					
35	3月未満	133	133					
	3月以上6月未満	134	134					
	6月以上9月未満	135	135					
	9月以上12月未満	136	136					
	12月以上	137	137					
36	3月未満	137	137					
	3月以上6月未満	138	138					
	6月以上9月未満	139	139					
	9月以上12月未満	140	140					
	12月以上	141	141					
37	3月未満	141	141					
	3月以上6月未満	142	142					
	6月以上9月未満	143	143					
	9月以上12月未満	144	144					
	12月以上	145	145					
38	3月未満	145	145					
	3月以上6月未満	146	146					
	6月以上9月未満	147	147					
	9月以上12月未満	148	148					
	12月以上	149	149					
39	3月未満	149						
	3月以上6月未満	150						
	6月以上9月未満	151						
	9月以上12月未満	152						
	12月以上	153						
40	3月未満	153						
	3月以上6月未満	154						
	6月以上9月未満	155						
	9月以上12月未満	156						
	12月以上	157						
41	3月未満	157						
	3月以上6月未満	158						
	6月以上9月未満	159						
	9月以上12月未満	160						
	12月以上	161						
枠1	3月未満	161	149	121	105	85	69	57
	3月以上6月未満	162	150	122	106	86	69	57
	6月以上9月未満	163	151	123	107	87	69	57
	9月以上12月未満	164	152	124	108	88	69	57
	12月以上	165	153	125	109	89	69	57
枠2	3月未満	165	153	125	109	89	69	57
	3月以上6月未満	166	153	125	110	90	69	57
	6月以上9月未満	167	153	125	111	91	69	57
	9月以上12月未満	168	153	125	112	92	69	57
	12月以上	169	153	125	113	93	69	57
枠3以上	3月未満	169	153	125	113	93	69	57

3月以上6月末満	169	153	125	113	93	69	57
6月以上9月末満	169	153	125	113	93	69	57
9月以上12月末満	169	153	125	113	93	69	57
12月以上	169	153	125	113	93	69	57

別表第3

指定職俸給表の適用を受ける教職員の号俸の切替表

施行日の前日に受けていた号俸	施行日における号俸
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12

(俸給の調整額)

第46条(第20条) 関係

- 1 規則第20条第1項の俸給の調整を行う職は、第1表の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の教職員欄に掲げる教職員の占める職とする。
- 2 俸給の調整額の月額は、当該教職員に適用される俸給表及び職務の級に応じて第2表に掲げる調整基本額にその者に係る第1表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成18年3月31日から引き続き在職する教職員のうち、その者が受けることとなる調整基本額（この項において「新調整基本額」という。）が同日に適用されていた調整基本額又は同日において俸給の調整額を受ける教職員であったものとした場合に適用されることとなる調整基本額に達しないこととなるものに係る調整基本額は、その差額に第3表の年度欄に掲げる年度の区分に応じ同表の割合欄に定める割合を乗じて得た額に新調整基本額を加えて得た額とする。
- 4 規則附則第3項の規定の適用を受ける教職員に対する第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「調整基本額」とあるのは「調整基本額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

第1表

勤務箇所	教職員	調整数
1 大学院の研究科及び学府等	(1) 講師以上の教員のうち、大学院に置かれる研究科（学府等のこれに準ずるものを含むものとし、以下「大学院研究科等」という。）において、講義、演習、実習又は実験の指導を担当する者、又は主任として学生に対する研究指導を担当する者	2
	(2) 大学院研究科等に在学する学生の指導に従事する助教	1
2 医科学研究所（附属病院を除く）	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体（以下「危険な病原体」という。）又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者	1
	(2) (1)に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする教職員	
3 医科学研究所附属実験動物研究施設	危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする教職員	1
4 医学部附属病院及び医科学研究所附属病院	(1) 結核患者を専ら入院させるための病棟（以下「結核病棟」という。）又は精神病患者を専ら入院させるための病棟（以下「精神病棟」という。）に勤務する看護助手	3
	(2) 結核病棟又は精神病棟に勤務する看護師長（当該病棟のみを担当している者に限る。）、看護師及び准看護師	2
	(3) 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師	
	(4) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者	
	(5) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放	

	射線技術者	1
	(6) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする 作業療法技術職員	
	(7) 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うこと を常態とする洗濯員	
	(8) 結核病棟、精神病棟又は集中的な監視及び治療を要する 患者を専ら入院させるための病棟（以下「集中治療病棟」 といふ。）に勤務する看護師長（（2）に掲げる者を除く。） 並びに集中治療病棟に勤務する看護師及び准看護師	
	(9) 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事する ことを本務とする医師	
	(10) 受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接 して行うことを常態とする患者係事務職員	

備考 平成19年4月1日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き在職する助手が、施行日以後、職務の実態として大学院研究科等に在学する学生の指導に従事することが認められる場合は、上記の規定に係わらず、経過措置として調整数「1」を支給することができる。

第2表

イ 一般職俸給表（一）

（令和5年2月1日～）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,600 円
2 級	8,500 円
3 級	9,600 円
4 級	10,200 円
5 級	10,600 円
6 級	11,200 円
7 級	12,100 円
8 級	12,700 円
9 級	14,300 円
10 級	15,900 円

ロ 一般職俸給表（二）

（令和5年2月1日～）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,000 円
2 級	7,400 円
3 級	8,500 円
4 級	8,700 円
5 級	9,600 円

ハ 教育職俸給表（一）

（令和6年2月1日～）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,000 円。ただし、1号俸 8,590 円、2号俸 8,685 円、3号俸 8,779 円、 4号俸 8,869 円、5号俸 8,955 円
2 級	10,500 円。ただし、1号俸 10,489 円

3 級	11,900 円
4 級	12,700 円
5 級	15,000 円
6 級	16,300 円

二 削除

ホ 削除

へ 医療職俸給表（一）

職務の級	調整 基 本 額
1 級	6,200 円
2 級	8,000 円
3 級	9,100 円
4 級	9,700 円
5 級	10,500 円
6 級	11,300 円
7 級	12,200 円
8 級	13,800 円

ト 医療職俸給表（二）

(令和 6 年 2 月 1 日～)

職務の級	調整 基 本 額
1 級	8,100 円
2 級	9,400 円
3 級	9,700 円
4 級	10,000 円
5 級	10,400 円
6 級	11,600 円
7 級	12,500 円

第3表

年 度	割 合
平成 18 年度	100 分の 100
平成 19 年度	100 分の 75
平成 20 年度	100 分の 50
平成 21 年度	100 分の 25

（初任給調整手当）

第 46 条（第 22 条） 関係

- 初任給調整手当の月額は、採用の日又は規則第 22 条第 2 項に規定する教職員となった日以後の期間の区分に応じて下表の手当の額欄に定める額とする。この場合において、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は規則第 22 条第 2 項に規定す

る教職員となった日までの期間が4年（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修を経た場合にあっては6年）を超えることとなる教職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の教職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は規則第22条第2項に規定する教職員となった日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

- 2 初任給調整手当を支給されている教職員が東京大学医科学研究所教職員就業規則（平成16年医科研規則第1号。以下「就業規則」という。）第14条の規定に該当して休職にされた場合及び東京大学医科学研究所教職員の研究業務等に従事する場合の研修出向に関する規程（平成16年医科研規則第14号。以下「研究従事等の研修出向規程」という。）第2条又は第3条の規程により研修出向を命じられた場合における当該教職員に対する下表の適用については、当該休職及び研修出向の期間（規則第18条第1項、第5項及び第6項の規定により給与の全額を支給されることとなる期間を除く。）は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。
- 3 規則第22条第1項又は第2項に規定する教職員となった者のうち、これらの教職員となった日前にこの規則第22条による初任給調整手当及び一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に規定する初任給調整手当を支給されていたことのある者で第2項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当等を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

（令和6年2月1日～）

期間の区分	手当の額
1年未満	51,100円
1年以上2年未満	51,100円
2年以上3年未満	51,100円
3年以上4年未満	51,100円
4年以上5年未満	51,100円
5年以上6年未満	51,100円
6年以上7年未満	49,300円
7年以上8年未満	47,500円
8年以上9年未満	45,700円
9年以上10年未満	43,900円
10年以上11年未満	42,100円
11年以上12年未満	40,300円
12年以上13年未満	38,500円
13年以上14年未満	36,700円
14年以上15年未満	35,300円
15年以上16年未満	33,900円
16年以上17年未満	32,500円
17年以上18年未満	31,100円
18年以上19年未満	29,700円
19年以上20年未満	28,300円
20年以上21年未満	26,900円
21年以上22年未満	26,300円
22年以上23年未満	25,700円
23年以上24年未満	24,700円
24年以上25年未満	24,100円
25年以上26年未満	23,500円

26年以上 27年未満	22,900円
27年以上 28年未満	22,300円
28年以上 29年未満	21,500円
29年以上 30年未満	21,200円
30年以上 31年未満	20,800円
31年以上 32年未満	20,200円
32年以上 33年未満	19,300円
33年以上 34年未満	18,400円
34年以上 35年未満	17,700円

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。

(扶養手当)

第46条(第23条)関係

- 規則第23条第1項及び第2項の別途指定する者は、第1表の教職員欄及び対象者欄に掲げる者とし、手当の月額は、教職員及び対象者の区分に応じて同表の手当額欄に定める額の合計額とする。
- 扶養親族となる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、第2表に定める額に特定期間にある子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第1表

(平成29年4月1日~)

教 職 員	対 象 者	手 当 額
全教職員	配偶者(届出をしないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)	10,000円
	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫	1人につき8,000円(教職員に配偶者がない場合にあってはそのうち1人については10,000円)
	満60歳以上の父母及び祖父母、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹、重度心身障害者	1人につき6,500円(教職員に配偶者並びに扶養親族となる子及び孫がない場合にあってはそのうち1人については9,000円)

(平成30年4月1日~)

教 職 員	対 象 者	手 当 額
全教職員	配偶者(届出をしないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	6,500円
	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫	1人につき10,000円
	満60歳以上の父母及び祖父母、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹、重度心身障害者	1人につき6,500円

(平成31年4月1日~)

教職員	対象者	手当額
職務の級が一般職俸給表(一)8級以上、教育職俸給表(一)5級以上又は医療職俸給表(一)8級である教職員	配偶者(届出をしないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	3,500円
	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫	1人につき10,000円
	満60歳以上の父母及び祖父母、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹、重度心身障害者	1人につき3,500円
その他教職員	配偶者(届出をしないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	6,500円
	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫	1人につき10,000円
	満60歳以上の父母及び祖父母、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹、重度心身障害者	1人につき6,500円

備考 令和2年4月1日以後、職務の級が一般職俸給表(一)9級以上又は教育職俸給表(一)6級である教職員に対しては、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫に係る扶養手当のみを支給するものとする。

第2表

加算額
5,000円

(教育研究連携手当)

第46条(第24条)関係

- 1 規則第24条第1項の別途指定する地域は、下表の支給地域欄に掲げる地域とする。
- 2 教育研究連携手当の月額は、俸給、俸給の調整額及び扶養手当の月額の合計額に、支給地域に応じて下表の支給割合欄に定める割合を乗じて得た額とする。

(令和4年11月1日～)

都道府県	支給地域	支給割合
東京都	特別区、三鷹市、西東京市	100分の19.5
北海道	北見市、富良野市	100分の19.5
岩手県	遠野市、上閉伊郡大槌町	100分の19.5
宮城県	仙台市	100分の19.5
茨城県	つくば市、笠間市、常陸大宮市、那珂郡東海村	100分の19.5
栃木県	日光市	100分の19.5
千葉県	千葉市、柏市、鴨川市、君津市	100分の19.5
埼玉県	和光市、戸田市、秩父市	100分の19.5
神奈川県	三浦市	100分の19.5
山梨県	北杜市、南巨摩郡南部町、南都留郡山中湖村	100分の19.5

長野県	長野市、松本市、小諸市、南佐久郡小海町、北佐久郡軽井沢町、木曽郡木曽町	100分の19.5
岐阜県	飛騨市、高山市	100分の19.5
静岡県	浜松市、沼津市、賀茂郡南伊豆町、浜名郡新居町	100分の19.5
愛知県	瀬戸市、犬山市	100分の19.5
兵庫県	神戸市、佐用郡佐用町	100分の19.5
和歌山県	和歌山市	100分の19.5
広島県	広島市	100分の19.5
宮崎県	えびの市	100分の19.5
鹿児島県	大島郡瀬戸内町	100分の19.5

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成19年4月1日においてそれらの名称を有する市町村又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

(住居手当)

第46条（第25条）関係

規則第25条の別途指定する教職員は、下表の教職員の区分欄に掲げる教職員とし、手当の月額は、教職員の区分に応じて同表の手当額欄に定める額（第1号又は第2号に掲げる教職員のうち第3号に掲げる教職員でもあるものについては、第1号又は第2号に定める額及び第3号に定める額の合計額）とする。

教職員の区分	手当額	
第1号 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員（本学、他の法人等及び国より貸与された宿舎等に居住する教職員を除く。）	次に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額	
	イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている教職員	家賃の月額から16,000円を控除した額
	ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている教職員	家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
第2号 第27条の規定により単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者が居住するための住宅（本学、他の法人等及び国の機関により貸与されている宿舎を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認めたもの	第1号の教職員の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）	

(通勤手当)

第46条（第26条）関係

- 1 通勤手当の額は、第1表の対象教職員の区分に応じて同表の手当額欄に定める額とする。
- 2 通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される教職員について、次の各号に定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間に応じて別に定める額を返納させるものとする。
 - 一 離職し、若しくは死亡した場合又は通勤手当の支給を受けない教職員となった場合
 - 二 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
 - 三 教職員が月の中途において就業規則第14条第1項第1号から5号まで（ただし、第4号を除く。）の規定により休職にされ、研究従事等の研修出向規程第2条又は第3条の規定により研修出向を命じられ、東京大学医科学研究所教職員休業規則（平成26年3月27日制定）第2条の規定により育児休業をし、又は就業規則第39条第4号の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が二以上の月にわたることとなる場合
 - 四 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合
- 3 規則第26条第1項の教職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間に係る通勤手当は支給しない。

第1表

対象教職員	手当額
一 第26条第1項第1号に掲げる者	支給単位期間につき通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
二 第26条第1項第2号に掲げる者	第2表に掲げる教職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ同表に定める額
三 第26条第1項第3号に掲げる者	前2号に定める額の合計額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）。ただし、交通機関等が通常徒步によることを例とする距離内においてのみ利用しているもの又は自動車等の使用距離が2キロメートル未満のものである場合は、第1号又は前号により算出した額のいずれか高い額

四 第26条第2項に掲げる者	第1項の規定にかかわらず、新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法が運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められるその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額（ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額））及び同項の規定による額の合計額
----------------	---

第2表

教職員の区分	手当額
自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である教職員	2,000円
使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である教職員	4,200円
使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である教職員	7,100円
使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である教職員	10,000円
使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である教職員	12,900円
使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である教職員	15,800円
使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である教職員	18,700円
使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である教職員	21,600円
使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である教職員	24,400円
使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である教職員	26,200円
使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である教職員	28,000円
使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である教職員	29,800円
使用距離が片道60キロメートル以上である教職員	31,600円

(単身赴任手当)

第46条（第27条）関係

単身赴任手当の月額は、第1表に掲げる額（教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キ

メートル以上である教職員にあっては、その額に、交通距離の区分に応じて第2表に定める額を加算した額)とする。

第1表 (平成28年4月1日~)

単身赴任手当の月額
30,000円

第2表 (平成28年4月1日~)

交通距離	加算額
100km以上 300km未満	8,000円
300km以上 500km未満	16,000円
500km以上 700km未満	24,000円
700km以上 900km未満	32,000円
900km以上 1,100km未満	40,000円
1,100km以上 1,300km未満	46,000円
1,300km以上 1,500km未満	52,000円
1,500km以上 2,000km未満	58,000円
2,000km以上 2,500km未満	64,000円
2,500km以上	70,000円

(航空手当)

第46条(第28条)関係

- 1 規則第28条の別途指定する業務は、次に掲げる業務とする。
 - 一 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害発生状況等の調査
- 2 航空手当の額は、搭乗した時間1時間につき、教職員の職務の級に応じて第1表の手当額欄に定める額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、気密装置を有しない航空機によって高度5,000メートル以上の高空を30分以上飛行して行う業務に従事した時間がある場合の前項の手当の額は、同項に定める手当額に、当該業務に従事した時間1時間につき同項に定める額の100分の30に相当する額を加算した額とする。
- 4 第1項の業務のために、船舶を発着の場として回転翼航空機に搭乗した日がある場合におけるその日の属する月の航空手当の総額は、前2項の規定により得られる額にその搭乗した日1日につき第2表に定める額を加算した額とする。

第1表

職務の級	手当額
一般職俸給表(一)2級以上の級及び教育職俸給表(一)2級以上の級	1,900円
一般職俸給表(一)1級及び教育職俸給表(一)1級	1,200円

第2表

加算額
870円(日没時から日出時までの間において船舶を発着の場として回転翼航空機に搭乗した場合にあっては、1,300円)

(死体処理手当)

第46条(第29条)関係

規則第29条の別途指定する作業は、下表の作業の区分欄に掲げる作業とし、手当の額は、作業に従事した日1日につき、作業の区分に応じて同表の手当額欄に定める額とする。ただし、同一の日において、第1号の作業及び第2号の作業に従事した場合にあっては、第2号の作業に係る手当を支給しな

い。

作業の区分	手当額
教職員のうち一般職俸給表の適用を受ける教職員が従事する、教育研究に必要な死体の外部からの引取り又は搬送の作業	1,000円

(放射線取扱手当)

第46条(第30条)関係

放射線取扱手当の額は、作業に従事した日1日につき、下表に定める額とする。

手当額
230円

(異常圧力内作業手当)

第46条(第31条)関係

1 規則第31条の別途指定する作業は、次に掲げる作業とする。

一 教職員が高気圧治療室内において高圧の下で従事する診療

2 異常圧力内作業手当の額は、作業に従事した時間1時間につき、次表に掲げる気圧の区分に応じて同表の手当欄に定める額とする。

第1表

気圧の区分	手当額
0.2メガパスカルまで	210円
0.3メガパスカルまで	560円
0.3メガパスカルを超えるとき	1,000円

(山上等作業手当)

第46条(第31条の2)関係

第35条の別途指定する作業は、第1表の作業の区分欄に掲げる作業とし、手当の額は、作業に従事した日1日につき、作業の区分に応じて同表の手当額欄に定める額とする。

第1表

作業の区分	手当額
教職員が、勤務環境の劣悪な山上の観測点の所在する場所として第2表に指定するものにおいて従事する、火山現象に関する現地観測の作業	410円
教職員のうち一般職俸給表の適用を受ける教職員が、勤務環境の劣悪な山上等の演習林として第3表に指定するものにおいて従事する、チェーンソーを使用して行う伐採の作業、刈払機を使用して行う下刈の作業又は架線を使用して行う集材若しくは運材の作業	260円

第2表

火 山 名	火 山 名	火 山 名	火 山 名
雌阿寒岳	恐山	日光白根山	九重山
十勝岳	岩木山	赤城山	阿蘇山
樽前山	八甲田山	榛名山	雲仙岳
有珠山	十和田	新潟焼山	霧島山
北海道駒ヶ岳	秋田焼山	妙高山	桜島
知床硫黄山	八幡平	弥陀ヶ原	鶴見岳
羅臼岳	岩手山	焼岳	開聞岳
摩周	秋田駒ヶ岳	乗鞍岳	薩摩硫黄山
アトサヌプリ	鳥海山	白山	口永良部島
丸山	栗駒山	富士山	中之島

大 雪 山	鳴 子	箱 根 山	諏訪之瀬島
惠 庭 岳	藏 王 山	新 島	
俱 多 樂	燧 ケ 岳	神 津 島	
恵 山	那 須 岳	八 丈 島	
渡 島 大 島	草 津 白 根 山	青 ケ 島	
吾 妻 山	浅 間 山		
安 達 太 良 山	御 巍 山		
磐 梯 山	伊豆東部火山群		
	伊 豆 大 島		
	三 宅 山		

第1表に規定する「勤務環境の劣悪な山上の観測点の所在する場所」として指定するものは、この表に掲げる火山における山上の観測点の所在する場所のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 通常の観測経路において交通機関又は自動車等を利用することができる最終の地点から徒歩によらなければならない場所で、当該場所までの徒歩による距離が片道1,500メートル以上であり、かつ、その所要時間が片道45分以上の地点に所在するもの
- (2) 通常の観測経路において交通機関又は自動車等を利用することができる最終の地点から再び交通機関又は自動車等を利用することができます最初の地点までの徒歩によらなければならない区間で、当該区間の徒歩による距離が2,000メートル以上であり、かつ、その所要時間が1時間以上の区間に内に所在する場所のうち、徒歩を開始する地点から最遠の地点に所在するもの(第1号に該当するものを除く。)
- (3) 地方公共団体等の公共機関により、火山の爆発、地殻変動、噴気、有毒ガス等の火山活動による災害から住民、登山者等の生命及び身体を保護する目的をもって、立入禁止、登山規制、立入注意等がなされている区域内に所在するもの(第1号又は第2号に該当するものを除く。)

演習林の名称	所 在 地	指定条件
大学院農学生命科学研究科附属演習林秩父演習林	埼玉県秩父市大滝	
大学院農学生命科学研究科附属演習林千葉演習林	千葉県鴨川市天津 千葉県鴨川市清澄 千葉県君津市黄和田畑 千葉県君津市折木沢	
大学院農学生命科学研究科附属演習林富士癒しの森研究所	山梨県南都留郡山中湖村	(冬期に限る。)
大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林	北海道富良野市字東山 北海道富良野市字山部	

備考 指定条件の「冬期」とは、11月1日から翌年4月30日までの期間をいう。

(夜間看護等手当)

第46条(第32条) 関係

- 1 規則第32条の別途指定する業務は、次に掲げる業務とする。
 - 一 助産師、看護師又は准看護師が従事する、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下同じ。)において行われる看護等の業務
 - 二 医療職俸給表の適用を受ける教職員が、所定の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に關し特別な事情の下で従事する救急医療等の業務
- 2 夜間看護等手当の額は、その勤務1回につき、当該各号に定める額とする。
 - 一 前項第1号の業務 第1表に掲げる勤務の区分に応じて同表の手当額欄に定める額
 - 二 前項第2号の業務 第2表に定める額
- 3 助産師、看護師又は准看護師(徒歩により勤務するものとした場合の通勤距離が片道2キロメート

ル未満である職員及び規則第26条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受ける教職員を除く。)が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合における第1項第1号の業務に係る手当額については、前項第1号の規定にかかわらず、同号に定める額に、第3表に掲げる教職員の区分に応じて同表の手当額欄に定める額を加算した額とする。

第1表

勤務の区分	手当額
勤務時間が深夜の全部を含む勤務(「午後4時00分～午前9時00分」勤務の者に限る)	9,450円
勤務時間が深夜の全部を含む勤務(「午後4時00分～午前9時00分」勤務の者を除く)	7,300円
深夜における勤務時間が4時間以上の勤務	3,550円
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務	3,100円
深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	2,150円

第2表

手当額
1,620円

第3表

教職員の区分	手当額
通勤距離(通勤手当の認定に係る総通勤距離をいう。以下同じ。)が片道5キロメートル未満の教職員	380円
通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の教職員	760円
通勤距離が片道10キロメートル以上の教職員	1,140円

(極地・超高地観測手当)

第46条(第33条)関係

極地・超高地観測手当の額は、次の各号に掲げる業務に従事した日1日につき、教職員の職務の級に応じて当該各号の表の手当額欄に定める額とする。

(1) 規則第33条第1号の業務

職務の級	手当額
一般職俸給表(一)7級以上の級 教育職俸給表(一)5級以上の級	4,100円
一般職俸給表(一)6級、5級及び4級 教育職俸給表(一)4級及び3級	3,100円
一般職俸給表(一)3級 教育職俸給表(一)2級	2,400円
一般職俸給表(一)1級及び2級 教育職俸給表(一)1級	2,000円

備考 越冬して行う業務に従事した場合にあっては、手当額にその100分の30に相当する額を加算する。

(2) 規則第33条第2号の業務

職務の級		手当額	
		業務に従事した日が引き続いで以下の日数を超えた場合	
		30日	60日
一般職俸給表(一)7級以上の級 教育職俸給表(一)5級以上の級	2,900円	4,600円	6,400円
一般職俸給表(一)6級、5級	1,200円	2,900円	4,600円

教育職俸給表（一）4級			
一般職俸給表（一）4級			2,500円
教育職俸給表（一）3級		1,200円	
一般職俸給表（一）3級、2級及び1級			
教育職俸給表（一）2級及び1級			1,200円

備考 東京大学医科学研究所教職員給与規則の一部を改正する規則（平成24年12月20日制定）附則第2項の適用を受ける者が当該業務を行った場合は、教育職俸給表（一）2級にかかる手当額を支給する。

（爆発物取扱等作業手当）

第46条（第34条）関係

爆発物取扱等作業手当の額は、作業に従事した日1日につき、下表に定める額とする。

手 当 額
300円（作業に従事した時間が4時間に満たない場合にあっては、180円）

第46条（第35条）関係（削除）

（宿・日直手当）

第46条（第39条）関係

- 1 規則第39条の別途指定する当直勤務は、次に掲げる当直勤務とする。
 - 一 施設、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び施設内の監視を目的とする当直勤務
 - 二 緊急の医療技術業務等のための当直勤務
 - 三 附属病院での回診業務、その他緊急時対応業務等のための当直勤務
- 2 宿・日直手当の額は、当直勤務1回につき、当直勤務の区分に応じて下表の手当額欄に定める額とする。

当 直 勤 务 の 区 分	手 当 額
第1項第1号の当直勤務	6,100円
第1項第2号の当直勤務	7,000円
第1項第3号の当直勤務	21,000円

- 3 前項の規定にかかわらず、当直勤務に従事することの予定されている区分に応じた教職員に対して支払われている給与（規則第36条から規則第38条までに規定する手当の基礎となる給与に限る。）の1人1日平均額の3分の1の額が手当額を上回る場合は、当該額とする。

（緊急手術等手当）

第46条（第39条の2）関係

- 1 規則第39条の2第1号の業務にかかる緊急手術等手当の額は、下表に掲げる業務の区分に応じて同表の定める手当額欄に定める額とする。

業務の区分	手当額
3時間以上の手術又は処置	業務1回当たり 30,000円
3時間未満の手術又は処置	業務1回当たり 15,000円

備考 1 該当する業務については、緊急外来又は入院患者の急変に伴うものに限る。

2 処置については、診療報酬点数1,000点以上のものに限る。

- 2 規則第39条の2第2号の業務にかかる緊急手術等手当の額は、勤務1回につき、下表に定める額とする。

手当額
8,000 円

第46条（第39条の3）関係 削除

（オンコール手当）

第46条（第39条の4）関係

オンコール手当の額は、待機1回につき、下表に定める額とする。

手当額
3,000 円

（看護職員等職務手当）

第46条（第39条の5）関係 削除

（看護職員等職務手当）

第46条（第39条の6）関係

看護職員等職務手当の月額は、下表に定める額とする。

俸給表の区分	手当の月額
医療職俸給表（一）	3,000 円
医療職俸給表（二）	10,000 円

（入試手当）

第46条（第43条）関係

規則第43条第1項の別途定める業務は、第1表又は第2表の業務の区分欄に掲げる業務とし、手当の額は、業務の区分に応じて同表の手当額欄に定める額とする。

第1表

大学入学共通テスト、本学第2次学力試験等に係る業務の区分及び手当額

業務の区分		手 当 額
(1) 出題委員		1科目当たり 140,000円
(2) 採点委員		1日当たり 15,000円
(3) 総監督又は総監督補佐		1日当たり 15,000円
(4) 試験監督者	大学入学共通テストに係るもの	1日当たり 11,000円
	本学第2次学力試験に係るもの	1日当たり 11,000円 半日当たり 5,500円
(5) 面接担当者		1日当たり 11,000円 半日当たり 5,500円
(6) 書類審査担当者		1試験当たり 8,000円
(7) 分封委員		1回当たり 4,000円
(8) 入試実施委員会 外国学校卒業学生等特別選考専門委員会 国際化推進学部入試専門委員会	委員長又は副委員長	年度当たり 110,000円
	委員	年度当たり 70,000円
(9) 入試教科委員会	委員長又は副委員長	年度当たり 90,000円

	委員（責任者会議の構成員である者に限る。）	年度当たり 60,000円
(10) 入試監理委員会	委員長又は副委員長	年度当たり 20,000円
	委員	年度当たり 10,000円
(11) その他の委員会	委員長又は副委員長	年度当たり 20,000円
	委員	年度当たり 10,000円

- 備考 1 本表は、大学入学共通テスト、本学第2次学力試験、学校推薦型選抜、外国学校卒業学生特別選考又は学部英語コース特別選考に係る業務に従事した教職員に適用する。
- 2 表中、その他の委員会とは、(8)から(10)に掲げる委員会に該当しない委員会のうち、前項に掲げる入学者選抜試験に係るものをいう。
- 3 (8)に掲げる各委員会に係る手当額には、次のイ及びロの区分に応じ、当該区分に定める業務（当該委員会が所掌する入学者選抜試験に係るものに限る。）の手当額を含むものとする。
- イ 入試実施委員会 試験監督者及び分封委員
 イ以外の委員会 総監督又は総監督補佐、試験監督者、面接担当者及び書類審査担当者

第2表

大学院入試等に係る業務の区分及び手当額

業務の区分	手 当 額
(1)出題者	1 試験当たり 10,000円
(2)採点者	1 試験当たり 3,000円
(3)試験監督者	1 試験当たり 3,000円
(4)分封責任者	1 試験当たり 3,000円
(5)入試委員長又は副委員長	1 試験当たり 30,000円
(6)入試委員	1 試験当たり 15,000円
(7)論文審査委員	1 試験当たり 3,000円
(8)口述委員	1 試験当たり 3,000円

- 備考 本表は、大学院入試、再入学試験、編入学試験、転入学試験及び学士入学試験に係る業務に従事した教職員に適用する。

(学位論文審査手当)

第46条（第44条）関係

学位論文審査手当の額は、審査件数1件につき、下表に定める額とする。

手当額
7,000円

(研究代表者等特別手当)

第46条（第44条の2）関係

研究代表者等特別手当額の一の会計年度（4月1日から翌年の3月31日までの間）における総額は、下表に定める額を上限とする。

手当額
4,800,000円

沿革

東京大学医科学研究所教職員給与規則

体系情報

- 第2編 総務及び人事
　　第3章 就業規則等

沿革情報

- ◆ 平成16年 4月 1日 制定
- ◇ 平成18年 3月30日
- ◇ 平成19年 3月26日
- ◇ 平成20年 3月25日
- ◇ 平成21年 3月26日
- ◇ 平成21年12月17日
- ◇ 平成22年 3月25日
- ◇ 平成22年12月16日
- ◇ 平成23年 3月28日
- ◇ 平成24年 3月29日
- ◇ 平成24年 7月26日
- ◇ 平成25年 3月28日
- ◇ 平成26年 3月27日
- ◇ 平成26年 7月24日
- ◇ 平成26年12月18日
- ◇ 平成27年 3月26日
- ◇ 平成28年 2月24日
- ◇ 平成28年 3月23日
- ◇ 平成28年12月15日
- ◇ 平成29年 3月22日
- ◇ 平成29年 9月28日
- ◇ 平成30年 2月22日
- ◇ 平成30年 3月20日
- ◇ 平成30年12月20日
- ◇ 平成31年 3月22日
- ◇ 令和 元年 9月26日
- ◇ 令和 2年 1月30日
- ◇ 令和 2年 3月26日
- ◇ 令和 2年 4月30日
- ◇ 令和 3年 3月18日
- ◇ 令和 4年 3月24日
- ◇ 令和 5年 1月26日
- ◇ 令和 5年 3月23日
- ◇ 令和 6年 1月25日